

第七十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第十五号

昭和四十八年四月十三日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 林 百郎君

愛野興一郎君

内田 常雄君

龜山 孝一君

前田治一郎君

岩垂壽喜男君

佐藤 敬治君

庄司 幸助君

折小野良一君

出席國務大臣

自治 大臣 江崎 真澄君

出席政府委員

自治政務次官 武藤 嘉文君

自治大臣官房審議官 近藤 隆之君

自治大臣官房審議官 山下 稔君

自治省財政局長 鎌田 要人君

自治省税務局長 佐々木喜久治君

消防庁次長 山田 滋君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

四月十三日

辞任

多田 光雄君

小川新一郎君

補欠選任

庄司 幸助君

渡部 一郎君

第一類第二号

地方行政委員会議録第十五号

昭和四十八年四月十三日

同日

辞任

庄司 幸助君

渡部 一郎君

補欠選任

多田 光雄君

小川新一郎君

本日の会議に付した案件

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地促進臨時措置法案(内閣提出第一八号)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)

地方税法の一部を改正する法律案(山口鶴男君外七名提出、衆法第五号)

〇上村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地促進臨時措置法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。江崎自治大臣。

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地促進臨時措置法案

(趣旨)

第一条 この法律は、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化を図るに際し、これとあわせて、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため行なわれるべき事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減その他の措置につき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「特定市街化区域農地」とは、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十九条の三第一項の表に掲げる市街化区域農地で、都の区域(特別区の存する区域に限る)、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する近畿圏又は中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第二百二号)第二条第一項に規定する中部圏内にある地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の市の区域及びその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域又は中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域内に所在するものをいう。

(土地区画整理事業の施行の要請)

第三条 特定市街化区域農地の所有者は、当該特定市街化区域農地を含む次に掲げる条件に該当する土地の区域について、市長の意見をきき、かつ、次条第一項の規定による関係権利者の同意を得て、当該区域において施行されるべき土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。)の事業概要(以下単に「事業概要」という。)を作成し、市に対し、その事業概要に係る土地区画整理事業を施行すべきことを要請することができる。

一 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

二 当該区域の面積が五ヘクタール以上であること。

三 当該区域内の特定市街化区域農地の面積が

当該区域内の土地(土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。以下同じ。)の面積の五十パーセント以上であること。

四 その他建設省令で定める基準に適合していること。

2 前項の規定により土地区画整理事業の施行を要請しようとする者は、市長に対し、事業概要の作成のために、土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 事業概要の作成に関し必要な技術的基準は、建設省令で定める。

(事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意)

第四条 前条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を要請しようとする者は、事業概要について、同項の区域内の土地について所有権又は借地権(借地法(大正十年法律第四十九号)第一条に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有するすべての者の三分の二以上及びその区域内の特定市街化区域農地の所有権を有するすべての者の三分の二以上の同意を得なければならない。この場合においては、同意した者が所有するその区域内の土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となつてその区域内の土地の面積との合計がその区域内の土地の総面積と借地権の目的となつてその土地の総面積との合計の三分の二以上であり、かつ、同意した者が所有するその区域内の特定市街化区域農地の面積がその区域内の特定市街化区域農地の総面積の三分の二以上でなければならない。

2 土地区画整理法第十九条及び第二百三十条第一項の規定は、前項の場合について準用する。

(土地区画整理事業の施行)

第五条 第三号第一項の規定により土地区画整理事業の施行の要請を受けた市は、その要請された土地区画整理事業の施行の障害となる事由がない限り、当該土地区画整理事業を施行するものとする。

(住宅金融公庫の資金の貸付けの特例)

第六条 住宅金融公庫が、特定市街化区域農地を転用して、賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする当該特定市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定めるものに対し、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第二十條第二項の規定による限度において同法第十七條第一項の規定により資金を貸し付ける場合における当該貸付金の利率は、同法第二十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第十七條第一項第三号に該当する者に対する貸付金にあつては年四・五パーセント、同項第四号に該当する者に対する貸付金にあつては年六・八パーセントとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第七条 特定市街化区域農地を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二條第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(特定市街化区域農地等の譲渡に係る所得税の軽減等)

第八条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の上に存する権利を含む)を有する個人が、当該特定市街化区域農地を宅地の用に供するために譲渡した場合においては、租税特別措置法

(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十三條第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 前項の規定により租税特別措置法においてその譲渡に係る譲渡所得に係る所得税が軽減される特定市街化区域農地を譲り受けた者は、できる限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建築物を建設しなければならない。

(特定市街化区域農地を転用して新築した貸家住宅等に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減)

第九条 特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の上に存する権利を含む)を有する者が、当該特定市街化区域農地を転用して、当該土地に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅を新築した場合においては、地方税法で定めるところにより、当該貸家住宅の取得に係る不動産取得税並びに当該貸家住宅及びその敷地の用に供する当該土地に係る固定資産税を軽減する。

(国及び地方公共団体の援助)

第十条 国及び地方公共団体は、特定市街化区域農地の宅地化の促進を図るため、特定市街化区域農地の所有者の要請に係る土地区画整理事業の施行、特定市街化区域農地を転用して行なう住宅の建設等に関し、財政上、金融上及び技術上の援助に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体に対し、特定市街化区域農地の宅地化の促進に伴つて必要となる公共施設の整備について、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第三号第一項の規定により特定市街化区域農地の所有者が土地区画整理事業を施行すべきことを要請することができるのは、昭和五十一年三月三十一日までとする。

2 第六條の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一年三月三十一日までに資金の貸付けの申込みを受理したものについて、適用する。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十一條の二」を「第三十一條の三」に改める。

第三十一條の二 前条第二項中「第三十一條の二第一項」を「第三十一條の三第一項」に改め、第二章第四節第二款中同条を第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。

(特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例)

第三十一條の二 前条第一項の場合において、同項の譲渡が特定市街化区域農地等の譲渡で当該特定市街化区域農地等を宅地の用に供するためのもの(当該譲渡につき農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五條第一項第三号の届出を要する場合に於ては、当該届出がされた後に行なつたものに限る)に該当するときは、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和四十八年分から昭和五十年分までの各年分の所得税については、前条第一項中「百分の二十」(昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする)とあるのは、「百分の十五(昭和四十八年分の所得税については、百分の十)」とする。

2 前項に規定する特定市街化区域農地等とは、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)第二条に規定する特定市街化区域農地(当該特定市街化区域農地の所有者である個人が、当該特定市街化区域農地につき昭和四十八年一月一日以後に農地法第四條第一項第五号の届出がされた後に引続き当該土地を宅地として所有する

る場合における当該土地を含む)及び当該特定市街化区域農地の上に存する権利をいう。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十三條第一項第四号中(昭和二十七年法律第二百二十九号)を削る。

第三十四條の二第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第三十一條第二項に規定する特定市街化区域農地等が、前号に規定する法人の行なう宅地造成のためにこれらの者に買い取られる場合(第三十三條第一項第二号、第三十三條の二第一項第一号、前条第二項第一号又は前号の規定の適用がある場合を除く)。

第四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第三十一條の二及び第三十四條の二第二項第一号の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用する。

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第十一條の二に次の二項を加える。

3 道府県は、特定市街化区域農地(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法(昭和四十八年法律第 号)第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六條

第三項及び第四項において同じ。の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二條第七項第二号に規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。附則第十六條第三項及び第四項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）が、当該特定市街化区域農地につき同法第四條第一項第五号又は第五條第一項第三号の届出（附則第十六條第三項及び第四項において「転用の届出」という。）がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて同條第二項に規定する中高層耐火建築物（地上階数（同項に規定する地上階数をいう。）四以上を有するものに限り、）である貸家の用に供する住宅で政令で定めるものを新築した場合（政令で定める場合を除く。）において、その者がその新築の日から引き続き二年以上当該住宅を貸家の用に供したときにおける当該住宅の取得に対してその者に課する不動産取得税については、当該取得が特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和五十一年三月三十一日まで（同條第三項及び第四項において「指定期間」という。）に行なわれたときに限り、その者の当該住宅の取得に係る不動産取得税額（その一部を貸家の用に供する住宅にあつては、貸家の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該不動産取得税額から減額するものとする。

の第二項」と、「同号」とあるのは「同項」と、同條第二項中「土地」とあるのは「住宅」と、第七十三條の二十六第一項中「第七十三條の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の第二項」と、第七十三條の第二十七第一項中「土地」とあるのは「住宅」と、「第七十三條の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一條の第二項」と、「同号」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。附則第十六條第二項中「有するものをいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「併用住宅」という。以下次項までにおいて同じ。に改め、「固定資産税については」の下に「次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同條に次の二項を加える。

3 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて中高層耐火建築物（地上階数四以上を有するものに限り、）である貸家住宅（その全部又は一部がもつぱら住居として貸家の用に供される住宅をいう。以下本条において同じ。）で政令で定めるものを指定期間内において新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅に対してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から十五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつては、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅でその一部がもつぱら住居として貸家の用に供されているものにあつては、当該貸家の用に供されている部分に係る税額として政令で定める

ところにより算定した額とする。）の三分の二に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

4 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等が、当該特定市街化区域農地につき転用の届出がされた後、当該土地（以下本項において「旧農地」という。）又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅で政令で定めるものを指定期間内において新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち当該旧農地に対してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、その者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該旧農地の一部が第三百四十九條の三の二に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅の一部がもつぱら住居として貸家の用に供されている場合には、当該旧農地のうち本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

理由

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化を図るに際し、これとあわせて、特定市街化区域農地の宅地化を促進するため行なわれるべき事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減その他の措置につき所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○江崎国務大臣 ただいま議題となりました特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案について、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

市街化区域農地に対する固定資産税の課税につきましましては、その適正化をはかるため、先般修正

案が提出されたところでありますが、今日緊急の課題となつております首都圏等三圏域における土地対策としては、課税の適正化とあわせて市街化区域農地の宅地化を促進するための措置を講ずることが肝要であると考へられるのであります。このため、当面、市街化区域農地の宅地化促進のための事業の施行、資金に関する助成、租税の軽減等について所要の措置を講じようとするものであります。

以下、本法律案の内容について御説明申し上げます。

本法律案は、都の特別区並びに首都圏、近畿圏または中部圏内の指定都市及び既成市街地等にある市に所在するいわゆるA農地及びB農地、すなわち特定市街化区域農地を対象として次に申し上げる特別措置を講じようとするものであります。

第一に、特定市街化区域農地の所有者は、当該農地を含む一定の条件に該当する土地の区域について、関係権利者の三分の二以上の同意を得て、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行を市に對し要請することができるとし、この要請を受けた市は、施行の障害となる事由がない限り、土地区画整理事業を施行することとしたしております。

第二に、特定市街化区域農地の所有者等が中高層の賃貸住宅または分譲住宅を建設する場合の住宅金融公庫の貸し付け金の利率を、賃貸住宅にかかるとあるものは年四・五％に、分譲住宅にかかるとあるものは年六・八％にそれぞれ引き下げることにいたしました。

第三に、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法に基づく特定市街化区域農地の所有者等による特定賃貸住宅の建設については、水田要件を撤廃することとしたしております。

第四に、特定市街化区域農地の宅地化を促進するための租税の軽減措置についてであります。

その一は、国税についてであります。

個人が特定市街化区域農地を宅地の用に供するために譲渡した場合には、租税特別措置法で定め

るところにより、長期譲渡所得にかかる分離税率を、昭和四十八年分の所得税については百分の十に、昭和四十九年分及び昭和五十年分の所得税については百分の十五にそれぞれ軽減することとし、また、地方公共団体等の行なう宅地造成のために譲渡した場合の譲渡所得の特別控除については、面積要件を撤廃することとしたしております。

なお、譲渡所得にかかる所得税が軽減される特定市街化区域農地の譲り受けた者は、できる限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建物を建設しなければならぬものとするものとしたしております。

その二は、地方税についてであります。

特定市街化区域農地の所有者等が、これを転用して、その土地の上に中高層住宅等を新築した場合には、地方税法で定めるところにより、不動産取得税及び固定資産税を軽減するものとしております。

不動産取得税につきましては、昭和五十一年三月三十一日までに新築した四階建て以上の中高層貸し家住宅にかかる不動産取得税額の二分の一の額を減額し、固定資産税につきましては、同日までに新築した四階建て以上の中高層貸し家住宅について、新築後十五年間に限り、固定資産税額の三分の二の額を減額するとともに、同日までに新築した貸し家住宅の敷地である特定市街化区域農地であった土地について、その住宅の新築後三年間に限り、住宅用地にかかる固定資産税額の二分の一の額を減額することとしたしております。

第五に、国及び地方公共団体は、特定市街化区域農地の宅地化の促進をはかるため、土地区画整理事業の施行、住宅の建設等に関し、財政上、金融上及び技術上の援助につとめるものとするものとし、国は、地方公共団体に対し、宅地化の促進に伴い必要な公共施設の整備について、財政上及び金融上の援助を与えるものとしたしております。

以上が、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案の提案

理由及びその大要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○上村委員長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

○上村委員長 内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案、山口鶴男君外七名提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 国の四十八年度一般会計予算も、十一日に参議院で可決になりましたので、成立を見たわけですが、衆参を通じての長い予算委員会を通じて、自治大臣みずから御答弁をなさり、また、私も御質問を申し上げたのであります。そして、閣僚の一人としていろいろ御配慮を願っておると思いますが、本年度の予算には二つの問題点があると思ふのであります。

一つは、為替相場の問題によりまして景気がどうなるかという問題で、一つは、国民生活にとりまして最も重要な問題であります物価がどういう推移をたどるかという問題であります。予算委員会を通じて、私も、終始、いわゆるインフレ予算という考え方のもとに政府を追及したわけであります。いまの段階で、税収にいたしましても相当大幅の税収の伸びを見込んでおるわけでありまして、景気はむしろ抑制しなければならぬような情勢にあることは事実であります。物価につきましては、卸売り物価にいたしましても、消費者物価にいたしましても、たいへん心配な状況にあると思ひます。

今後の地方財政を運営してまいります上において、また、地方税に関連いたしまして、自治大臣は、将来の経済の見通しと物価の見通し、この点につきましてもどういうふうにお考えになっておりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○江崎国務大臣 第一点の為替の問題については、前回の円の切り上げ時と違いま

して、好況のさなかのドルの切り下げ、そして、円の切り上げを気がまえとするいわゆるフロート制への移行という形でございまして、にわかに今後の推移を予測することはできないまでも、国民的にはかねてから予期されておったということ、それから、好況のさなかのドルの切り下げであったということ、これは、前回の場合は、環境、背景というものが全然異なっております。さしたる影響はない。特に、税収上の影響というものはいさかやめて少ないのではないかと見通しについては、この委員会においてもお答えを申し上げてきておるところであります。

最近、憂うべき状況として、物価の高騰があげられております。実は、ただいまも、物価対策閣僚協議会を、総理を中心に開きまして、いまこちららの方に参ったところでございます。地方財政を預かる立場にいたしましては、セメントとか木材等の急激な値上がりによりまして、四十七年度中に消化しなければならぬ公共事業等々が非常に滞滞をいたしておりますことは――契約はすでに済んだが、建設なり工事が実行に移されてない。これはセメントの値上がり、木材の値上がり等が大きな原因になっております。そこで、私、今朝の閣議におきましても、こういう事態のために地方公共団体から特にその補助措置等々について協議がある場合には、予算の弾力的運用の意味を含めて、大いに弾力的に、地方公共団体の事業の緊急性、必要性等を勘案して、大蔵当局においては、現実には合った措置をとられたいということ強く要望しておいたような次第でございます。これには関係各官庁とも同意をいたしておりますので、相当な成果をあげ得るものと期待するものであります。

今後の物価の推移であります。政府におきましても、全力をあげて不足物資については輸入をするという体制でございます。セメント等においては、緊急輸入を韓国に要請しまして、とりあえず三万トン対策を講じたという報告を受けております。したがって、積雪寒冷地等は工事を

いたすに延引させるといわけにはまいりませんが、そうでない地域におきましては、多少工事を繰り延べするというような方途に出ますうちに、建築資材等々、値段において相当緩和するのではないかと見通してあります。これをまた第一点のフロートの問題に結びつけますと、景気が過熱することをどうして鎮静させるか、また、物価高をどう押えるかという対策をしなければならぬ状況にあるということは、また、地方税の収入においても、為替のフロート下の現状ではあります。収入においては、国内の経済情勢がいま申し上げたような形である限り、そんなに減収とか支障はないのではないかと見通しにもつながるわけです。

しかし、それはそれでいいとしても、御指摘のように、物価がとどまらずに上がってまいるといふようなこととあります。事実上、事業の遂行にそれこそ根本的な支障を来たすわけでありまして、今後とも、物価の鎮静につきましては、私どもも全力をあげて各省庁と協力して努力を払ってまいりたい、このように考えております。

○山本(弥)委員 大体、大臣のお見通しのようには、私も、当初懸念をいたしました為替相場の変動移行に伴う減収というのは、そう心配しなくてもいいのではないかと印象を持っております。それよりもむしろ、大臣もいま重点的にお話になりましたけれども、衆議院の予算委員会が終了後参議院段階に移ってから、政府が、私どもの心配しておった景気の過熱と、それに伴う物価の上昇ということをやはり重視しておられると思われるのは、急に相次いで預金準備率あるいは公定歩合の引き上げをなさいましたね。それから、最近新聞に報道されておるのですが、十二日の持ち回り閣議で公共事業の一部を下期に繰り延べるというふうなことも、私は、やはり物価上昇あるいは景気の過熱抑制に対してとられた措置ではないかと思うのです。それで、参議院の審議に移りましてから話がちょっと変わってまいりましたね。たとえば衆議院でも、すでに分科会で、わが

党の松浦君の質問等に対して、大蔵大臣は、所得税については、現在の予算の経済見通しの基礎である五・五の物価の上昇を上回るといふような事態が出た場合には、年度内においても所得税の減税について考慮するといふ答弁がなされておるわけですね。それから、最近、総理大臣をはじめ大蔵大臣等も、大蔵委員会その他において、これとでは言いませんけれども、来年度は所得税の大減税をやるとか、あるいは先進諸国に比しての法人税の実効税率が四五％と非常に低いので、さらに五％以上の負担能力はあるといふような見地から、法人税の配慮といふか、来年度は例の付加税の一・七五の期限が切れるわけでありまして、それらを含めまして、法人税の税率の引き上げを考えると、所得税については三〇％を経費として認めるといふような、まことに思い切った発言をひんびんとしておられるわけでありまして。しかし、これは、あくまでも来年度何かを真剣に考えておられるのか、それとも選挙対策なのか、その点はともかくとして、正常な考え方になっておると思ふのです。

ただ、問題は、私も年々主張してまいりましたけれども、地方税は個人住民税があるわけですね。本委員会でもすでに同僚委員が、各委員とも御質問を申し上げたわけなんですけれども、住民税の性格は、所得税のような、税の本質が分担するといふような、考え方が違うわけですから、しかし、地域住民の負担を軽減するといふ意味においては、私はやはり考えていかなければならぬと思ふのでありますが、そうなりますと、所得税の年度内減税といふことを考えると、大蔵大臣の言明からいいますと、消費者物価は、五・五％以下で、あるいは七・五％以上、場合によつては、もう一〇％近い上昇を来たすかも知れぬといふことも予測されるわけですね。そうしますと、所得税は現年度課税でありますから、ある意味において年末調整といふような措置ができるわけですが、しかし、住民税の場合は前年度課税だものですから、これはやはり直しをしなければならぬと思ふのです。やり直しをするといふことは、所得税とあまり変わらぬわけですから、むしろ、私は、減税をするといふことから言えば、所得税よりも住民税の減税をやすべきではないかと思ふ。地方税の減税をやります際には国が補てん願いたいといふことは、地方制度調査会も、毎年の答申にそういうことをうたつておるわけですが、これはある程度税収は期待されるということと、交付税で配慮されたといふ。これも借金ですけれども、特別会計で金を借りるということになつておられますけれども、そうなりますと、個人の独身者は考慮するとか何とか、盛んに委員会でも来年度の答弁されておりますが、住民税は、課税最低限は三十五万をそこなんですね。したがつて、二万をそこそこ、もう税金を納めておるわけなんです。そうしますと、やはり課税最低限を引き上げて——これは十年ぶりで税率の改正といふことをやっていたら、また、その他、老人対策とか、過疎対策とか、非常にいいことをやっていただいておりますので、この点は私も賛成であります。住民税の負担軽減といふ意味で、所得税以上に住民税のほうに配慮をいたしまして、それはむしろ国で補てんをするといふ配慮をすることが好ましいのではないかと思ひますが、いかがでございますか。

○江崎國務大臣 前段の予算の繰り延べについて簡単に申し上げますと、これは景気の過熱を防ぐといふ意味ももとよりございしますが、御承知のように、手持ちのドルが相当額ありますので、きょうの物価対策閣僚協議会で議論になったのですが、不足物資を積極的に輸入する、輸入の促進といふことに力を入れているわけでございます。たとえば、建設資材ではありますが、牛肉なども、このところ七万トンぐらゐを輸入しよう、これは昨年の同期の二万五千トンの約三倍近い額を輸入して、そして高物価を抑えていこうと、そういうわけで、事業の繰り延べの意味は、不足資材を急速に入れることによつて値段を抑え、そして、地方公共団体等の公共事業推進にあたつても支障

を来たさないようにあわせ考えていこう、こういった考え方が基礎にあるわけでございます。ただに過熱抑止というだけではございせんので、念のために申し上げておきたいと思ひます。

それから、第二点の、住民税の税率の緩和、あるいはまた課税最低限の引き上げ、この二点についてであります。これは、税制調査会の長期答申にも述べられております。まさに、御指摘のように、国民生活水準の向上に伴ひまして、これは当然考えていかなければならない問題でございまして、毎年相当程度の課税最低限の引き上げを行ない、今度もいま御審議をわざわざしておるわけでありまして、まだ足りない。おっしゃる意味はよくわかります。しかし、一部では、この所得割りの納税義務者の数が非常に減少した市町村も出てきておるといふようなことでございまして、これは税率緩和で考慮、対策すべきじゃないかといふような考え方で、税率についても手をつけておるといふのが今度のこの場面でございます。

しかし、御指摘の意味もよくわかります。また、税調もそのように申しておりますし、経済情勢等々を十分勘案いたしまして、今後とも、なお、課税最低限の引き上げ、税率の緩和、等については間断なく努力いたしてまいりたいといふふうに考えます。

○山本(弥)委員 この均等割りの納税者に比較いたしまして、この所得割りの納税者というのはふえております。四十六年度は均等割り納税者に対して八五％でしたが、四十七年は八七％になつております。四十八年はどのくらいになる見込みですか。これは税務局長からお答え願ひたいと思ひます。

そのことと、ただいま大臣が御答弁になりましたが、全体的には納税者はふえていると私は思うのです。しかし、お話しのように、従来の、三十五年以来の高度経済成長の政策の影響によりまして、田中総理の考えているように、過密、過疎が一気に解決がつくといふようなまやかしいものでは

ではなくて、ますます深刻になりつつあると思ふのです。したがつて、その課税最低限を上げることによつて、地域住民の全国平均の八七％とかいふようなものに比較いたしまして、過疎町村におきましては、均等割り以外に所得割りを納めておる納税者、住民が非常に減少していつておるといふことを私も想像できるわけでございますが、極端な町村といひますか、あるいは過疎地帯の平均した町村では、均等割り納税者に比較して所得割りの納税者が全国平均の八七％とか八五％とかいふのに比べて、どのくらいのパーセントを占めておるか、その点をお聞かせ願ひます。

○佐々木政府委員 四十八年の見通しでございますが、大体、均等割り、所得割りと、納税義務者が約百万くらい増加するといふような見通しでございます。現在、見通しとしましては、均等割りの納税義務者が三千六百六十万、所得割りの納税義務者が三千二百三十万という程度です。したがつて、その比率は若干上がるということになるだらうと思ひますが、今回の課税最低限の引き上げ、あるいは寡婦、未成年者等の非課税限度の引き上げといふようなことによりまして、従来の納税義務者数の増加率から見ますといふと若干低下をいたしまして、本年の場合には、所得割りの納税義務者数の増加率が三・三％、これは昨年の場合が四・八％といふことになつておたつたわけでありまして、伸び率が若干低下した。それから、均等割りにいたしまして、昨年が二・六％の伸びに對しまして、一・八％の伸びといふふうに、この増加率は、ここ数年の傾向から言いますといふと低下をしておるといふ状況であります。

○山本(弥)委員 過疎町村の所得割りの納税者の比率は、平均に比べてどのくらいですか。大体の数字でけっこうです。

○佐々木政府委員 過疎町村という特定の対象について調査いたしておりますけれども、所得割りの納税義務者の対人口比率といふもので調査をいたしておるわけでございますが、この比率は、

国の税制を重視しているような感がありまして、その点、これは私は予算委員会でも質問いたしたわけでありまして、今後の仕事、地方中心に福祉行政に切りかえるというときに、すべてが地方自治体の運営のいかんにかかっている。財源も、その意味において、むしろ地方を重点に考えるべきであるというふうには私は考えておるもので、減税の問題にいたしても、あるいは新しい税源を見つけていたしても、よく大蔵当局にも——きょうは大蔵を呼んでおりませんけれども、強く主張されるのは自治省なわけですから、自治大臣が、そういった負担の軽減あるいは財源を見つけていくことについて、絶えずそのときの情勢に的確に対応でき、強く主張される姿勢をとっていただくことを強く要望いたします。

次に、地方の都市財源でございますが、これは都市財源に限らず、実際の仕事を重点的にやっております市町村財源の確保の問題であります。この問題につきましては、税制調査会におきましても、あるいは地方制度調査会におきましても、常に問題にして取り上げておるわけでありまして、また、私どもの地方行政委員会におきましても、毎年のように都市財源の確保については主張してまいり、附帯決議をつけておるわけでありまして、これが本年度におきましてもほとんど顧みられていない。いままでの質問の過程、審議の過程を通じて感じますことは、税務局長の御答弁は、固定資産税の評価額課税ということの強化によって、相当都市財源の一翼をになった体制になっておるといふ御答弁がなされておるわけでありまして、それも四百億ですから、相当な——主として都市に多いわけですから想像がつくわけでありまして、しかし、それにしても、これは主張してまいっている都市財源の確保については、従来主張し、自治省もお考えになっておる考え方が本年度はほとんど具体化されていまい。しかも、国の政策が、私どもの要望いたしておりました福祉重点に大きく切りかわるといふときに、その事務を果たすのは地方自治体だといふ転換期において、何

ら転換していかない。いつまでも、都市財源については、従来の多少の手直しで過して過して。これはどういふことですか。大臣は、この点を、税制調査会あるいは大蔵省の折衝においても強く御主張なさったのでしょうか。

○江崎國務大臣 御承知のように、地方税三税の伸びも比較的順調であるということ、二三ないし二七の伸びがあるというように、二三年前のころへ来ておるわけでありまして、よく当委員会でも議論になりますように、交付税率のアップとか、いろいろ気がまえられる問題が数多くございまして、したがって、これは皆さま方の御協力を得ながら、来年に向けて大蔵当局とも十分折衝してまいりたいというふうな考えで取り組まします。

それから、いま直接的に考えられますことは、租税特別措置法による減免の洗い直しですね。これもしばしばここで議論が展開されておりますが、通産当局等々の抵抗でなかなか実現いたしません。これはやはり時代の推移とにらみ合わせて、この特別措置というものは洗い直さるべきものでありますので、これは国会で法案審議等が順調に進行いたしますならば、その合間を縫って、関係省庁との連絡を十分密にして、地方が少しでもプラスになるような方途を具体的に進めていきたいということ、実は内々相談をしておるような次第であります。

○山本（新）委員 都市財源の確保という場合には、新税にいたしても、やはり法人課税の強化以外にないのですね。大臣はよくおわかりだと思ひますけれども、法人所得課税というのは、国税が大部分ですね。六六を占めている。そして、市町村はわずかに七の状況なんですね。大都市が苦しくなることは当然なんですね。それで、法人課税を強化する場合に、財源の配分を、市町村を重点にお願いしたい。かつての七五の法人税の影響を市町村に全部持たせていたのだということも多少プラスになったわけですから、何としても、この問題を解決をしなければいけない。新税でも、やはり法人課税

に重点を置きながら考えられておることが多いのですね。それがほとんど見送られておる。これは税務局長からも答弁なさいましたが、地方の財源のないところは、自衛で、現実的な方策をとっているのですね。これは税額はわずかですけれども、今度いただいた資料の中でも、前年より多少も、市町村の数は減っていると思うのですけれども、現在標準課税をしておるところが千八百三十九市町村と出ておって、わずかな、ぎりぎり一〇・七までの超過課税をやっているところもあるわけですが、わずかな超過課税をやっているところが千四百八十八市町村。こうなりますと、大体四三・五を、市町村の数からいくと占めている。半分までいかないうちでも、半分近い市町村が法人割りの超過課税によって税収をはかっている。これはむしろ逆だと私は思うのですが、租税力のある大都市が超過課税をやるべきであって、こういった中小企業を中心とする地方の市町村が超過課税をやる、そして税収をはかっているという努力をしておる。これは非常に不均衡だと思ふのです。ですから、遠慮することなく、標準税率、制限税率を動かさないまでも、むしろ引き上げて制限税率に近づけるくらいは操作は本年度やるべきではなかったか。そして、大都市も標準税率の範囲内で、いわゆる法人割りの増収をはかるといふ体制をとるべきではなかったかと思ふのです。これはやればやれるんだという税務局長の判断ですが、負担をふやすということは、その市町村当局でもなかなか——東京都の場合には東京都でしようけれども、これはむしろ、これは東京都でしようけれども、やむを得ないでやっておることは、地方の財政力の貧弱な団体で、四割をこえているところがやうである。しかも、その対象は中小企業です。そうすると、大都市で担税力があるということは認めておるのですね。そういうところができない。これは当然引き上げるべきであり、もし引き上げないまでも、いろいろ行政指導をなすって自治省としては、知事会なり市町村長会と相談をして、こういう税収の措置は好ましいのじゃないかとい

うような、それこそ指導をなすって、法人税の将来の国と地方との配分、あるいは地方でも、府県と市町村の配分というものの先取り、と言うところとあれでしようけれども、そういう措置をとるべきじゃなからうかと思ふのですが、いかがでございますか。

○佐々木政府委員 現在、大都市において財源が非常に不足してきておるということは御指摘のとおりであり、そしてまた、現在の地方税法の規定によって認められている財源調達の方法としての超過課税ということにつきましては、私どもも、都市側のほうとよくその問題の相談等もしておるわけでございます。ただいま述べられましたような制限税率の引き上げの問題ということにつきましても、検討しないことではないのでございまして、けれども、私どもが見まして、いま一番財政的にも問題が出ております大都市の態度というものはどういふことなのかという点につきましては、これは非公式でございまして、指定都市の財務担当者とも、そういうことについての打ち合わせもいたしております。現実問題としましては、超過課税を実施するということは、ただいま述べられましたように、それぞれの市の事情があるようございまして、直ちに超過課税をするということにはなかなか踏み切れない状態にあるわけでございまして、私どもも、そういう状況にあるところで制限税率の引き上げを行なったところで、実際には、いまやっておりますように、ただいま御指摘のありましたような、むしろ中小都市以下のところでは超過課税が行なわれるというふうな結果にしかならないのではないかと。そういうことで、その点につきましては、さらに今後法人所得課税の配分問題とからんで、さらにまた各都市側のほうとも意思の疎通をはかり、協議をしていきたいというふうな考えでおります。

○山本（新）委員 東京都の提言に超過課税の問題がなされておると思うのですが、私は、むしろ、新しい提言というよりも、東京都が英断的に踏み切るべきではないかというふうな感じがするわけ

なんです、こういった提言がなされる前に、大臣は、東京都ともよく話をされ、あるいは指定都市とも話をされて、いまの苦しい体制の中で、都市財源については、本年度は配慮ができなかったということについて——これは私もおそいと思ひますけれども、いづれ来年度あたりの税制の改正の際には十分努力をしてみたい。担税力があるのだから、景気も回復の過程にあるのだから、足並みをそろえて超過税率をやるべきではないか。均一課税がどうのこうのという問題よりも、むしろ、そういった一多なり二多の当面必要な財源としての超過課税について踏み切るべきではないか。むしろ積極的な姿勢で臨まれる必要があるのではないか。超過課税の場合は、従来、多少すんなりと、いま税務局長の言われるように、自由におやりくださいというような態度でもなかったような感じがするのですが、いまのような情勢で、都市財源を配慮しないというような現状では、大臣みずから乗り出されて、この点、積極的に踏み切ってはどうか。法人課税は、すでにこの前申し上げたのですが、経済社会発展計画等についても、もう世論になつてゐる。だから、根本的な税制の改正以前に、その点まず、大臣みずから地方公共団体、主要都市とひざを交えて、こういう方法をまずとるべきではないか。それについてはバックアップする、税制改正について、国との折衝で、必ず法律の改正にまで踏み切るからというようなことがあつてもいいんじゃないかと思うのですが、大臣、どうでございましょうか。

○江崎國務大臣 このしの対策は非常な好況を背景にしておりますので、それぞれの税収は伸びるという判断に立つて、特に新しい措置はなされなかつたわけでありまして、来年度以降どうするかという、いまの超過課税の問題等、これはもう歯切れよく簡単に御答弁はできませんが、ただ、都会地などの事務所・事業所等は、新たな財源として十分考慮の余地があるのではないかと思ひますし、やはり、大都市についての新しい税源を求めていくということを今後十分配慮し、検討してまいりたいというふうに考えております。

○山本(弥)委員 新税はけっこうなんですよ。私も反対はいたしませんし、むしろ賛成しているくらいなんです。しかし、大臣、委員会を通じて、総理も大蔵大臣も、来年は法人税を上げると言っているのです。いまの三六・七五のうちの一・七五というのは時限的なものなんです、三五五というものは、過去のことを考えてみますと、四二五くらい取つたことがありますが、それがだんだん減つてきて、そして、かろうじて三五五に逆戻りして、三年前でしたか、一・七五五ふえたのです。これは、先進国に比べても、学者、あるいは自治、大蔵等の事務当局を通じて、負担が軽いということばみんな認めてゐるのです。それをどの程度まで引き上げることかという問題なんです。しかも、具体的に四〇五に、五五上げるとかなんとかいうような——五五以上上げて先進諸国とは均衡がとれる。こういうことになつておるわけですから、当面五五ということになるでしようけれども、私どもの党はいたしまして、法人税率五五増はもう早急に実施すべきだという主張をしてゐるわけなんです、そのときに陰に隠れますのは、地方の法人課税の配分の問題なんです。ですから、大臣が、最も貧弱な市町村の六五配分というような法人課税を上げるべきだという先べんをつけて、本年度からでも先取りしますよというような気がまあお臨みにならぬという状態がずっと続くというわけですが、こういう状態がずっと続くことはたいへんなことです。現在でもインフレですが、総予算の一六五、一七五、これは前年度より〇コンマ幾らか減つたという問題ではないのです。総予算に占める国債発行率というのは、諸外国に比べても非常に高いわけなんです。そういうときに、国としては、税収をどうにかつこうではあるかというところは真剣に考えていく問題だろうと思ひます。その際に、おこぼれ的に考えられるのが地方税なんです。ですから、この法人課税の問題については、そういった常識になりつつあ

る財源の配分、これはやはり自治大臣が職責を踏しても主張していただかねと——来年度はということじゃなくて、もう今年度から、根回しなり、そういう世論を喚起するような体制をとつて、この自治団体でできるものは、一応先取りのやつでも実施をしていただくという、こういう配慮は必要じゃないかと思ひますがね。もう一度、期待のできるような決意を聞かしていただきたい。お茶を濁すような、来年はというようにとじやちよと困るのです。あんまりうそを言われても困るのですけれどもね。

○江崎國務大臣 法人の税負担の問題というのは、国税、地方税を通じて一体のものとして考えていく、これはもうそのとおりだと思ひます。ですから、今後の推移にまつわけでありまして、法人課税を強化するということ、この方針は、総理も思ひついで言つたのではなくて、政策として、一つの考え方を明示したものでありまして、私思ひつておられます。税調などの方向でも、当然、地方財源としての法人税率の引き上げ等々、いろいろ言つておられます。したがって、これはもうしばらく推移を見させていきたいと思います。いろいろいかなければならない重要な問題であるというふうに認識しておりますので、ここで歯切れよくものを言うことは簡単ですが、やはり実をとることとが大切でありますから、時間をおかし願ひたいと思ひます。十分努力します。

○山本(弥)委員 大臣が歯切れよくお話しになることを、もう答弁は要りませんから、実行していただくということを強く要請しておきます。

○江崎國務大臣 わかりました。

○山本(弥)委員 それから、第三の問題は、非課税及び特別措置の問題です。これは、私どもの主張でも同時に、地方財政のことを考えておる地方制度調査会等におきましても、抜本的に見直せと言つてゐるのです。ことしどうなつておるかということを見ますと、特別措置の地方税へのはね返りにつきましては漸次解消をされつつあ

るようでありますけれども、依然としてあんまり変わらないのです。これは根本的な見直しをされたわけですか。たとえば租税特別措置、ことに電気ガス税ですね。これは、原料課税はいけないということ、いままで経済成長に協力してきてゐるわけなんです。個人消費の税率を一五引き下げる、あるいは免税点を引き上げるということ、私は私も賛成です。消費生活が向上するにつれて、そのことは必要だろうと思ひます。しかし、それに伴つて、電気ガス税等につきましては、ほとんど増収がないのです。まあ一多くらいです。これを市町村を通じての普遍的な税源なんですね。それが一多というわずかな伸びであり、しかも、非課税の整理がほとんどなされてない。このことは、私も、もう少し積極的——いまの経済は伸びたんです。もうひとり歩きはできるわけなんです。原料課税はいけないというような考え方を捨てて、ある程度まで非課税をなくす。固定資産税もそうなんです。その考え方で、調査会等もその点を強く要望されて、根本的な見直しをおやりなさいと言つておるわけですから、これをやるべきじゃないかと思ひますが、これは、ことしおやりになつたんでしようか。

○江崎國務大臣 この問題は、私もぜひやりたいと思つております。電気ガス税などの問題は、いまお話しがありましたように、免税点を引き上げたり、わずかなとはいひながら、税率を一五引き下げたりという具体的な措置に出たわけでありまして、もし、今後、私、自治大臣として在任をいたしますならば、それは特に皆さん方の御協力を得て、この租税特別措置については全面的に洗い直しをする。そういう時期が来ておるといふことを痛感しております。これはいつも利害が錯綜する通産省等の強い抵抗があるわけですが、通産省でも、先頃来、発電所の周辺整備の問題等をかかえて非常に苦慮しておるようでありまして、そういう財源を求める意味から言つても、電気ガス税などについての特別措置はもう少しあなたの方で考えるべきだということを通産

大臣にもきびしく申しております。これは、特に政党内閣でありますから、政府・与党の諸君の協力も得てぜひ実現をしたいものというふうに思いまして、現在、私自身も、党側に積極的この問題を持ち上げておるというのが実情でございます。政府、事務当局では、従来も、そういう気がまあで各大臣努力をしようとしたが、なかなか思うようにできませんよ。それは大臣、あなたが考えられるところはわかるが、これはむずかしいですぞというのをしきりに私に聞かせてくれています、これは従来の傾向についての話でありまして、確かに、御指摘のように、経済情勢も変わってまいりましたね。しかも、会社等の税が加重されることによる負担というものは経費で落とせるのですから、いま世界の競争場裏に立つて、対等の立場で競争するというならば、これが免税措置というものは排除される方向であるという時勢の方向を感ずるわけです。すぐそれが消費者にはね返るなんというように、物価の問題とからみ合せて関係者からは陳情もあるわけでありまして、そんなことを言っておるならば、これはいつまでもたつても踏み切ることではないわけでありまして、もとより消費者物価にはねかえることは防遏しなければなりません、日本の経済の規模が大きくなり、特に、免税措置を受けておる企業というものの大ききなどから言いますと、この税負担というものが、そんなに消費者物価にシワ寄せするほど大影響を与えるものではないというふうにも考えられますので、数字的にも十分検討をしまして、これは全部洗い直し、根本的に直してという形で対処したいと思っております。

○山本(弥)委員 地方税法の非課税措置による減収、それから租税特別措置の影響等を含めまして、昨年が三千八百三十四億、本年が三千二百四十二億というのは、大体こんなものですね。これで見ますと、これは固定資産税八百九十七億ですね。電気ガス税五百二十四億ですね。これはたいした額なんですね。大臣、とにかくこういふのを本年度は根本的に洗い直しをして、来年度は税

制改正に踏み切る。特別措置は大蔵との関係もありますけれども、特別措置が、社会政策的な、庶民の生活にいろいろ関連するものもありますから、簡単に影響を遮断するわけにはいかぬでしょうけれども、ひとつ根本的にやっていただきたい。

○山本(弥)委員 これは根本的に見直す、来年度の税収にはね返るよう努力するという大臣の言明がありましたので、私はその点を期待をいたしておきます。

それから、第四番目に土地税制ですが、この中で、固定資産税は、昨年もかれこれ三〇%の増収があったわけですが、これは固定資産税、都市計画税ともに五〇%以上の増収なんですね。固定資産税は千六百十八億、都市計画税は五百四十一億の増収なんです。これは税収が期待される、伸びが大きいということ、私は何も反対でありませんが、市町村は助かるわけなんです、五〇%の増収というのは、税としては非常なありがたい税収のわけですね。しかし、この影響は評価並み課税というこの制度の改正もあつたと思うのですけれども、一つは、地価の急激な上昇に伴って、評価額も伸びてまいっていることは事実なんですね。それで、すでに小川委員や私どもの同僚委員もこの問題につきまして熱心に質問をしておるわけですが、その税収を期待することはいいいのですが、宅地のほうが四十五年に対して一・八倍の評価額になっているのですね。これは大体全国で平均したものでしょうか。地域によってある程度まで差があるでしょうか。

○佐々木政府委員 平均いたしますと、現在、速報的にとりまいた数字から見ますと一・八一倍と一・八倍と一・七倍と一・六倍と、この地域的な評価の上昇状況を見ますと、大都市地域が一・六倍、大都市以外の都市が一・九倍、それから町村が二倍、こういうふうな数字になっております。ことしの傾向としましては、どちらかというと、大都市地域の評価の増が鈍化をして、地価の上昇が地方にまで及んできているというふうな傾向が見られるということですね。

○山本(弥)委員 ことしの評価額に対して、課税標準額は何多くらいになりますか。

○佐々木政府委員 宅地の場合は、評価額に対する平均は大体三〇%と見込んでおります。

○山本(弥)委員 四十七年は四〇%くらいじゃなかったですか。

○佐々木政府委員 四十七年は大体四〇%でございます。ことし評価がえがございました関係で、負担調整措置の率が、適用後の課税標準の割合が約三〇%ということでございます。

○山本(弥)委員 そうすると評価額は、前年に比較して——今回公示価格が発表になりましたね。三〇・八という異常な上昇なんです、この評価額に対しては何多くらいになりますか。公示価格

に対する評価額の割合ですね。

○佐々木政府委員 私ども、まだ公示価格発表以前に、四十八年度の公示価格に対しては、固定資産税の評価額は大体六〇%水準であるというところを想定しておたわけでありまして、最近発表されました公示価格を見ますと、非常に値上がりでございます、どうも私どもの見込みが違いまして、五〇%をやや割るんじゃないかなというふうな感じがいたしております。

○山本(弥)委員 固定資産税の課税標準が、評価額に対して何多かになり、また、いわゆる時価に近い——時価はもっと高いかもわかりませんが、大体、いまの公示価格は制度としての価値はなくなっていると思うのですけれども、一応公示価格は時価に追随しているわけですね。しかし、これを時価同様と見ますと、それに対して五〇%ですから、実際の課税標準額は時価に比べると非常に低めに見えておるということになります、これは、三年後には、ある程度まで評価額に近くなるわけですね。非住家用地は二分の一ということになるわけですね、住宅用地は二分の一ということになるわけですが、しかし、それにしても、ある程度まで評価額に近づけようという操作、これは考えられるが、小川委員その他の同僚委員の質問にもありましたとおり、ほとんど調整額が二十五倍以上の四〇%の調整でいっておりますので、非常に上昇なんです。三年後には三倍とか、あるいはそれ以上になるところもあるんじゃないかと思うのです。そういう急激な上昇になるのです。これはいままで低かったと言えはそれまでのことですが、しかし、負担が急激に上昇していく。今後地価を極力押えることによつて、評価額もそれに伴って、三年後の見直しの際には異常な評価にはならぬと私は思うのですけれども、いずれにしても、地価の急激な上昇ということで、本来固定資産税の性格はいろいろあるかと思うのでありますが、負担が著しく上昇するということは避けなければいかぬのじゃないかと私は思うのです。

そこで、本年度から三年間の問題ですが、私は結論だけ申し上げたいと思うのですが、これはもうすでに同僚委員から説明されたように、地価が著しく上昇しているところ、あるいは、このごろは大都市周辺のところまで及んでおるわけですが、いわば借金をしてわずかな土地を買い、また、借金をして家を建てたという人の場合、課税最低限の引き上げがこれに伴ってないということが加えて、固定資産税の負担ということが重くのしかかっているのではないかと感じます。わけなんです。これは来年あたり思い切って、固定資産税に対して、ことに土地に対して、どうあるべきかというのをいろいろ角度から検討して——家屋につきましては、家屋の建設資材の値上がりということがあっても、将来の負担から言いますと、これは償却で価値は減っていくだろうと思ひます。問題は地価は減っていくんですが、いまのような地価の上昇は異常です。大きく言えば、土地政策は、物価政策あるいは土地政策等、その他いろいろ今後の社会福祉を推進する上におきまして、国の全体の基本になる政策だと思ひます。それらがうまくいかない過程において、固定資産税が地域住民の重圧になる。これは、いままでそう重圧に感じなくて、私も、かつて、固定資産税は安過ぎるのではないかと考へ方を申し述べたこともあったんですが、最近、逆に、異常な経済情勢、地価の上昇によりまして、固定資産税が重荷になってきておるということが言えるわけですが、大臣、これは根本的に見直すことをなさいませうか。

○江崎國務大臣 この問題は、先ごろ来、この委員会においても、各委員から深刻に取り上げられております。したがって、今度これを実施してみまして、とにかく、住宅用地については課税標準価格の二分の一ということをやっておるわけですが、一体、現実の問題としてどういふ結果が出るか。これは、すぐ反応があらわれてくるわけですが、また、五十一年には見直しをする標準年度がやってまいります。そうすると、作業は五

十年に事実上行なうわけでありますから、そのときに、ここで問題になりましたところの、たとえば住宅用地について、基礎控除の制度を設けるのかどうするのか、それから、軽減率を二分の一ということでは政策的に実施をしておるが、この率をもっと大きくするべきではないか、また、税率を引き下げるべきじゃないか、あるいは、住宅用地の範囲をいわゆる建物の十倍まで認めるということについて、これはさきの議論がありましたが、一体その限度をどうしたらいいか、こういったような根本的な問題に触れて、ひとつ十分検討をいたしてまいりたいというふうに考えます。

○山本(弥)委員 今回、土地にかかる免税点を八万円から十五万円にふやしている。土地といつてもいろいろあると思うのです。農地も含まれれば、原野も入り、宅地のみではないと思うのですが、これは意味があるのかないのか。この引き上げは、宅地については、ほとんど問題にならない免税点の引き上げではないかと私は思ひます。それで、おそらく、土地政策を、地価政策を含めまして、政府は真剣に取り組まねばならないが、少なくとも、あるべき姿に戻さなければならぬことは当然なんです。地価上昇率は、いろいろと土地整備によつて地価が上がるということはやむを得ないとしても、土地が整備されないとどうもなべて地価が暴騰するということなれば正常でないことは当然なんです。これは、あらゆる角度からの対策が必要だと思ひます。しかし、私が詳しく申し上げるまでもなく、すでに他の委員から大臣にお話をされたように、住宅用の固定資産税につきましては、五十年度に二分の一になるということ、当面いかに軽減しているようでありませうけれども、零細な土地を持つておる小住宅、小宅地の庶民生活にとりましては、それは済まされぬのじゃないかと思ひます。当面適切な措置をとらなければならぬのじゃないかと私は思ひます。免税点とは関係なしのいわゆる小住宅、このごろはどのくらいになっているか

わかりませんが、私もどが市営の分譲住宅をやるときには、四十坪とか五十坪、あるいは七十坪ぐらいを基準にしたこともあるわけですが、このころは、東京都内では、三十坪とか三十五坪ぐらいの宅地の中に家を建てている、いわゆる持ち家のサラリーマンが多くなっていると思ひます。これらの問題につきましては、五十年を待てないのじゃないか。直ちに免税点にかわるべき何らかの措置をとるべきじゃないのか。そのためには、四十七年度の固定資産税を据え置くというように英断も必要ではないか。いわゆる小住宅用の小面積の宅地については、免税点にかわる措置を、ここ一、二年、四十八年度、四十九年度でとり、そして、五十年で固定資産税全般の根本的な見直しをやるという措置が当面必要ではないかと思ひますが、大臣、条文を直すことは簡単なんです、それだけの英断はおやりになりませんか。

○江崎國務大臣 これは、今度も、課税標準の価格の二分の一ということ、政策的に低めて課税しようということ、計画をしたわけでございます。で、ひとつこれはお認めを願ひたいものだと思います。たとえば、いま標準になるような六十坪——まあ、五十五坪で計算しておるようですが、その数字も事務局にありますけれども、そんなにたいへんなことにはならない。地域によつては、いままで安過ぎて、今度見直しをしたために非常な増徴になるといふ地域もないわけではあります。が、おしなべて適正妥当であるということ、今回の税率、また免税点、それぞれをきめたわけでございます。とりあえずこれはこれでいくとして、山本委員御指摘のように、五十年以降どんなスライドして、また、固定資産税とめどなくアップしていくということでは困りますので、先ほども申し上げましたように、御指摘の問題点等については十分配慮をし、今後自動的にアップされないように、わけても、零細な人たちの住宅にまで課税の重圧がかかっていくというようなことは極力避ける方向で検討いたしてまいりたいと思ひます。

○山本(弥)委員 大臣、おそらく四割、四割でふえていくわけですよ。四割、四割でふえて、二分の一をこえるものは、二分の一で頭打ち。あるいは、来年あたり二分の一になるかもしれない。おそろくそういうところも出てくるだろうと思ひます。税で調整して、それに率がかかるわけですから、率を交えない限りは、四割、四割でふえていくという税は非常に重いのです。ですから、三年目には、こし納めた税の三倍になることは小川委員からも指摘がありましたね。こんな税はないのです。いままで安かったといえればそれまでですけれども、しかし、ある時点から三年目に急に三倍になるというような税金は、ちよつとひど過ぎやしませんか。やつと借金を払いながら生活をしておるといふのは、やはりそれなりに手をつたすべきだと思ひます。私どもで修正案を出してもけっこうですから、自民党さんで御賛成願ひたいのです。わすれがかりの土地に家を建てて持ち家を持つて喜んでおるの、来年は倍になり、再来年は三倍になるという税金のかかり方というのは、大きな問題になります。それは大都市もそうですが、いかに額が少なくとも、いまでも、いまのお話を聞きますと、ことに周辺の町村にまでずっと評価額が伸びているわけですから、一定の範囲内の坪数は据え置いて、根本的な改正をやるときに、それらを含めて、固定資産税がどうあるべきか——これは税率の問題もありましようし、免税点の問題もありましようし、物税ですから、基礎控除というような考え方は問題があるかと思ひますけれども、いろいろな角度から考えなければいかぬ。しかも、土地というのは、施設の整備によつての値上がりはやむを得ないとしても、どのぐらい地価が上がるのか。かつては、物価の上昇率よりも地価の上昇というのは低かったのですが、最近、地価の上昇が物価全般の上昇よりもずっと上がっているのです。ですから、そうなまやかしくのは、できないのです。この固定資産税は、私は、五十年を待たずに、来年度あたりから検討願ひたい

問題であると思う。市町村は五割も税収が上がつていくわけですからいいわけですが、去年は三割で、これは五割、おそらく来年もまた五割以上も増収が期待できる、農地は六百倍、こんな固定資産税というのは、税そのものの額が低いからいいのですけれども、いろいろ他の税との関連から言いますと負担過重なんですね。ですから、五十年といわず、四十九年に手を打ってやらなければいけません。そして四十八年は、直ちに負担過重になることが目に見えている。そういう市民層の固定資産税は据え置くんだというくらいに配慮、免税点にかわるべきものとしてのそういう配慮は当然だと思いますね。

そういう状態を招いたのは政策の貧困なんですね。それでみんなを苦しめているわけですね。このことは、家賃や地代にも当然直ちに響きますね。みんなが困るわけですよ。低所得者層や、あるいはマイホームで喜んでおる人のふところには直ちに響いてくることなんですね。これは私も質問した者の総意なんです。ぜひこれは、五十年といわず、早急に、来年あたり、固定資産税について根本的な改正をしてもらいたい。そうして、当面最も困るだろうと思う人を、三年後三倍にしておいて手を打つというような――物価は上昇するし、いまが一番苦しいときじゃないかと思うのです。ですから、春闘なんか真剣になってやっているとすることは事実なんです。だから、そういうときにこそ手を打つべきだというふうに私は考えます。

これに関連して、一方の土地対策としての保有税の問題なんかも私は議論したいのですが、他の委員が十分議論したのですが、これなんか、普通税を新しく設けたというだけなんです。やがては消えてなくなるような土地対策の税収なんです。保有税にいたしても、あるいは土地に対する税金にいたしても、あるいは人に対する税金にいたしても、これなんか、不動産取得税と固定資産税の税率の範囲内なんです。もし、課税標準額が取得価格と同じようになってしまえば

消えてなくなるといふような税金ですね。早く消えてなくなることが土地対策上いいのかわかりませんが、これは、いま真剣に取組むべき土地対策からいって、地方税に取組むだけ何ら前進しない。税率から言いますと、むしろ別に一・四割を取るか、あるいは三割を取るか、そういうことをしなければ効果はないのです。確かに一般にかけられるのだから、空閑地税みたいに五割取ることはできないというところはわかりますけれども、それにしても、これは土地対策の税制を設けたにすぎないのではないかと思います。ちょうど農地の宅地並み課税と同じような考え方で、宣伝力はあるけれども効果のない税なんです。これなんか、私どもは、むしろ税率を高めることに修正したいくらいなんです。

その点、大臣はどう考えておられますか。これで満足しておられるのですか。税制から、地価を抑制する、あるいは、売り惜しんでおる土地を吐き出させる効果が期待できるかどうか。国の税金であげた利益を吸収するかどうか。国の税金でも、二〇％で吸収できるかどうか疑問ですが、どうお考えになりますか。これは吐き出せるかどうか。

○江崎国務大臣 税だけで土地政策を全うするということは、何へんもお答えしておりますように、これは非常なむずかしいことだと思っております。ただ、問題なのは、さき政府委員も申し上げておりましたように、公示価格よりも固定資産税の評価額というものは著しく低い。それは、売買要素というものを勘案していないとか、いろいろ理由はあられるわけですが、固定資産税が低くて、また、公示価格よりも現実の取引値額というものが、需要者の意向によつては相当高値であるということがあると、それは捕捉は困難であるという議論がないわけではあります。市町村がそれこそその目玉の目で捕捉するという努力をしてくれれば取引価格にかけいくというところが味なところでありまして、相当これは高率なもので、実際問題としては、他の土地政策を含め

て、ぜひこれは所期の目的を達成できるようにしていきたいものだといふふうに思います。

それから、前段の固定資産税全般の問題につきましては、先ほどお答えいたしましたように、なるほど、自分たちの必要不可欠の最低の住宅に、税金がスライドして年々増高するということは決して好ましいことではないと思えます。したがって、税調等にも積極的に意見を求めまして、私どもも絶えざる検討を続けまして、今後を期したいというふうに考えます。

○山本委員 固定資産税につきましては、いろいろ大きく是正はされておられますけれども、問題が残っております。私は、五十年度といわず、税率の問題、課税標準額の問題、あるいは免税点の問題につきましては、早急に来年度あたりからこの問題の公平な負担がされるような体制をとっていただきたいということを強く要望いたします。

なお、いづれ修正案が審議されますまで、まだちょっと間があると思うのですが、ただいま私が要請いたしましたように、ある結果が生じてからではおそろいわけですから、当面負担過重になる庶民の住宅用地に対する固定資産税についての適切な措置を、あとの審議の期間中に、それこそ共同修正でもけっこうですので、私どもの出したものに賛成願えればいいのです。ぜひ十分御配慮を願いたい。

どうせ修正案の審議もするわけですし、それまでに間がありますし、こんな修正というのは簡単なわけですから、ぜひ十分御配慮を願いたい。これを強く要請申し上げます。林委員が言われるように、時間が足らぬのですけれども、お約束の時間でありまして、やめます。

○上村委員長 庄司幸助君。

○庄司委員 今回の地方税法の一部改正案を見ますと、一つの目玉商品は特別土地保有税の新設にあるようにありますが、この問題については、それはそれとして、あとで論じさせてもらいます。現在地方自治体がかかっている問題から見ますと、もっと他の点で改正すべき点が多々あるよ

うであります。そこで、二、三点について、法改正の御意思がどうか、聞きたいのと、あるいはまた、法改正によらなくても、行政指導または財源措置で解決できるとすればそれでもいいわけですから、そういう点で、若干具体的な問題で質問したいと思っております。

一つは、市町村、特に、石油基地あるいはコンビナートをかかえている地域の防災対策。この防災対策として、市町村にも、揮発油の譲与税あるいは分与税といいますが、こういったものを創設すべきではないかと私は思うわけです。

それから、もう一つは、最近公害問題がやはり防災対策と同じように取りざたされておまして、本来ならば、PPP原則で、これは企業者負担が当然であります。しかし、現状からすれば、なかなか企業者負担になり切っていない部分もあるわけです。そういう点で、いわゆる火力発電所であるとか、公害の発生源になるような工場を動かしている地帯、こういうところで、たとえば重油消費税といいますが、重油の消費によって公害が発生するのですから、それを取って地方自治体の公害対策費に回すといった独自の税金を創設される御意思がどうか。まず、この点ひとつ伺いたいと思います。

○江崎国務大臣 石油、これは揮発油の場合を含めまして、いわゆる目的税にして地方に配分したかどうかという御意見であります。御承知のように、いま、揮発油につきましては、道路の目的税ということで、もう何年になりました。これは、議員提案でこれが成立しましてから、ずっと今日まで続いております。目的税として非常に貢献をしておるわけですが、これを重課してその対策費に充てるようにできるかどうかというところは、これは非常にむずかしい問題だと思えます。現在すでに目的税としての効果があるだけに、にわか結論は得にくいものがあります。むしろ、今日までは、公害の措置等々原因者負担ということになっておりますが、今後、た

だ原因者にゆだねるというだけでは十分期待できないものもありますので、政府としてのいろいろな措置もとっておりますものの、新たな税源としてこれを行うかという問題につきましましては、これはまだ検討を要すると思ひます。税調なども十分相談いたしまして、慎重に検討したいと思ひます。

○庄司委員 それでは、その例を少し具体的に申し上げてみたいと思ひますが、たとえば石油基地の所在の市町村の財政負担が、石油基地があるためにどれだけ多いのか、この点の実例を申し上げたいと思ひます。これは一つの例でありませんが、宮城県塩釜市の場合ですね。これは、いわゆる石油の貯蔵基地があるわけですが、ここで、塩釜の石油基地の建設に伴う塩釜市の負担というのが、昭和四十六年までで七億二千五百万円ですね。これだけ負担させられているのです。国ももちろん十六億圓ぐらゐ負担しておりますがね。ところが、これに対して、塩釜の石油基地の法人から入った税金は、三十八年から四十六年までの八年間で二億八千二百万円なんです。これは、石油基地があつても、塩釜の市の財政にとつて何らプラスにならないで、むしろ、約五億近い出し前になつておる。こういう実情が一つあるわけなんです。

それから、もう一つは、石油基地があるために、いわゆる新編のような事例が起きないように、地方防災計画を組ませられます。この間組まれた防災計画によりまして、塩釜市が四十五年から四十七年までにいろいろ整備すべき資器材、ポンプ車であるとか、化学消防車であるとか、はじご車であるとか、あるいは薬剤であるとか、こういったもので、合計約八千七百万圓ぐらゐ負担しました。さらに、もとより完備なものを防災のためにやるというならば、市当局は、これから約二億圓かかる。こういう数字も出てくるわけです。

こういう点からいくと、石油基地が存在するために、市民が余分な負担をしなくてはならない。これは、私は、非常に不公平だと思ひます。

よ。企業の負担というのはほとんどない。しかも、揮発油税が、宮城県で納めるのが、仙台市と塩釜だけで約二百億圓ですね。これは国へ持つていかれます。その譲与税として宮城県当局に入るのが二十億圓です。塩釜市当局には、たつたの一円も入らない。しかも、この分与税は何に使われるかという、御承知のとおり、道路財源なんです。防災には全然使つてならない財源ですね。こういう不合理があるのです。

それから、最近できた仙台新港の東北石油あるいは電力のあれがありますが、これなんか、仙台市当局は、概算で最低でも一億八千八百万圓、防災のためにだけに使う。さらに、臨海消防署をつくらなければならぬ。そのための人件費が毎年三千万圓かかる。それから、庁舎のための土地の借り上げ料が三千万圓かかる。これだけで年間六千万のランニングコストがかかってくるわけですね。毎年です。これに対して何らかの財政的な見合いがない。しかも、消防庁のほうから出ている補助金というものは、まことに微々たるものです。四十七年度で、全国の市町村に対して三十億圓ぐらゐの補助金が出ているような状況なんです。これでは、市町村負担がたいへんだと思ひ、同時に、防災計画そのものも達成できないということにもなるわけですね。ですから、揮発油税は道路目的に使われるとなつておりますから、それはそれでやむを得ないとしても、何らかこれに見合ったような譲与税を当然考へてしかるべきじゃないか、こういうふうな考へるのです。その点、大臣の、勇断をもつてこれを実施していくという御決意のほどをぜひ聞かしてもらいたいと思ひます。

○江崎国務大臣 いろいろな経費に對しましては、地方債を余分に借入るとか、また、交付税をその目的に充てて多く見るとか、いろいろな措置はしておるわけです。しかし、いま御指摘のような事態は確かにあるかと思ひます。したがつて、それをどうするか。いまにわかに他の税措置をもつてそれを賡与するということは簡単ではないと思ひますが、従来とも、消防は消防、防災施設は防災施設、それぞれ需要に応じて自治省として対策をとつておるわけでございます。具体的な問題ですから、大体こういう事例にはどういう措置をしておるか、これは事務局から一応説明をいたさせます。

○山田(滋)政府委員 ただいま大臣からお答え申し上げましたように、毎年私どもとしては、先ほど少ないというお話しもございましたが、しかしながら、特にコンビナート地帯につきましては、特別の補助制度を設けて交付いたしております。仙塩地区につきましても、その交付を四十七年度に行なつたところでございます。また、御存じのように、化学消防車あるいは消防艇につきましても、特にコンビナート地帯等に重点的に配分をするように、現在傾斜的に努力を続けております。その補助金が必ずしも十分じゃない点もございまして、これは逐次努力をいたしてまいりたいと思ひます。また、その補助の裏につきましては、可能な限り最大限の起債措置をして地元の便宜をはかる、かような状況でございます。

特に、いま大臣から申し上げましたように、この交付税措置につきましては、毎年、消防、防災経費につきましまして、できる限りの努力をいたしておるわけでございまして、現在、私どもの手元の資料によりましても、それぞれの団体、たとえば塩釜地区の消防事務組合の構成市町村の基準財政需要額、この消防関係の基準財政需要額に比べて、消防費の決算額がそれをオーバーして非常に多いという事実は必ずしもないようでございます。

今後、もちろん、御指摘がございましたように、この施策の完ぺきを期するためには、いままでより一そうピッチを上げて整備に努力をしなければならぬわけでございまして、その場合には、それに即応した基準財政需要額の増額という点にさらに努力を続けていきたい、かように存じております。

全般的に申し上げて、交付税措置として、特にコンビナートに配意をした措置をいたしております。

すし、また、補助金等につきましても、毎年その対象の数をふやしております。一刻も早くコンビナート地域の資材の整備を推進したい、かような努力をいたしております。

○庄司委員 いま消防庁の方からお答えがあったわけですが、たいへん抽象的で、私は満足なんです。努力する努力するとおっしゃっています。具体的に、たとえば化学消防車については一体何台補助しているのか、何台分補助しているのか。それから、消防艇なんか、一トン百万圓かかりますね。地元のことで言つて申しわけありませんが、塩釜市の場合、それが約四十トン、四千万圓ですね。これに何台補助をつけたか。それから、仙台市は今年百トンのやつを買わなければならぬ。これは約一億圓ですね。この一億圓に對して何台補助をつけるのか。地元の市町村の意見を聞くと、これは全く二階から自棄の程度だといふ意見なんです。しかし、努力するといつても、消防庁には限界があると思ひます。その点で、自治省が交付税で見ているとおっしゃつておりますけれども、交付税で足りないことはもう間違いないですよ。だから、どうしてもやはり目的税を——そういうものがあるために余分な負担をするわけですから当然に目的税をこの辺でもう考へられてしかるべき段階じゃないか。これはもう全国の市議会議員長の要望として国に出ているはずなんです。「石油基地から国税として徴収する揮発油税の一部を、関係地方自治体の防災施設強化のため、還元するよう法制化されたい。」それから、市議会の意見書も国にあげてきていますわけですね。これは大臣、どうしてもやはり考へていただきたい、こう思ひますが、どうですか。

○江崎国務大臣 これは非常にむづかしい問題だと私は思ひます。それは、目的税として、道路の改修あるいは新設に向けておるわけですね。まあ、道路財源としては足りない。必ずしもこれで充足されておられません。一般財源からも繰り入れておることは御承知だと思ひます。そういうよ

うな経緯等から見ますと、防災の財源に揮発油税を振り向けることがたして可能かどうか、これは非常に問題があると思うのです。しかし、石油コンビナートの問題など、それをかかえておる市町村としては、防災のみならず、対策費もなかなか容易ならぬことだと思います。他の諸施策の充実というようなことを考えると、非常に経費も増高することはよくわかります。したがって、揮発油税でいったらいいのか、何でいいのか、これは今後の検討題であらうと思うのです。

現在、道路の目的税として、揮発油が非常な効果をあげておられるだけに、にわかにこれに利用できるといことが私は申し上げられないわけでありますが、しかし、だんだん道路が整備されてきた段階においては、考えられないものではない。それじゃおそきに過ぎる、じゃどうしたらいいのかということになるわけですが、たまたま、この揮発油税の道路財源充当の法律というものが議員提案で出されたわけですが、こういう問題は、与野党をひくくするめて、何か別な財源を見つけて、議員提出か何かで相当裏づけのあるものを考えていく必要はあるというふうに思います。まあ、揮発油税を振り向けることについては、ちょっと疑問があるように思います。

○庄司委員 揮発油税がむずかしいとすれば、それならば、石油タンクです、石油タンク税といたしたようなものも考えられないことはないだろうと私は思うのです。ガソリンスタンドは石油タンクがありまけんから、ある一定容量の石油タンクについて、石油タンク税といったようなものをかけて、これを防災財源に使う、こういう考えもあるだろうと思うのですが、その点どうでしょう。

○江崎国務大臣 石油タンクについては、固定資産税を取っておるわけですが、これは、それぞれの市町村に収入として計上されておるわけですね。したがって、それを重課することの可否、これも問題にならうかと思いますが、御意見としてよく承っております。

○庄司委員 じゃ、この問題はこれで終わりますか、ひとつ、大臣におかれては、そういった方向で早急に具体化されるよう、これはぜひ考えていただきたい。できるだけ早い機会に実現していただきたい。この点、御要望を申し上げておきます。

それから、次に、私は、公害関係の目的税の問題で伺いたいのですが、いわゆるコンビナートであるとか、あるいはいろいろな誘致企業がやってまいりますと、市町村にとっては、固定資産税は、先ほどの御議論でもあったように、いろいろ押えられております。ところが、住民の公害に対する声が非常に大きくなって、当該自治体では、これは県も市町村もひくくするめて、公害監視センターであるとか、あるいは公害監視測定網であるとか、あるいは公害監視車であるとか、そういった施設を、まさに相当多額の金をかけてやっております。公害センター一つをつくるにしても、規模にもよりますが、大体五億円くらいかかる。それを、監視測定網の測定というんですが、テレメーターでつなぐ。これだつて、一基当たり大体一万から二万くらいかかる。そのほかに人件費、これなんか非常に大にかかるといって、これは当然市町村あるいは県がやらなくちゃならない仕事だろうとは思いますが、やはり、企業がやってきたためにそういう施設をつくらなくちゃならないという事情になるわけです。ですから、その点で、最近やはり世論の中に、公害監視あるいは防止の費用に充てるための重油税といったようなものをかけて、それで公害の防止あるいは監視の目的に充てることを望む声が非常に強まっているわけです。これは市町村、自治体の中からも強まっていると思うのですが、この点でも、やはり重油税といったようなものを考えられるお考えはあるかないか。これをひとつ聞かせてもらいたいです。

○佐々木政府委員 私どもも、ただいま述べられましたような考え方のもとに、昨年から、重油消費税という新しい目的税が創設できないかどうかという点についての検討を進めておるわけでございます。ただ、現在、先ほどの揮発油税、軽油引取税ともみな関連する問題でございまして、けれども、石油に対する課税については、石油産出国におけるいろいろな問題等の関連もございまして、税制調査会でも相当この問題についての御議論を願ったわけでありますけれども、そうした石油産出国の消費国に対するいろいろな要求のもとに、石油に対する課税について、いわば消費価格に転嫁してそれだけの高い石油の消費が可能であるならば、石油産出国についても、その税相当分というようなものを還元すべきだ、その還元の方法として、原油価格引き上げを行なうべきだといううな、こういう国際的な問題等の関連から、まだ検討段階の域を出ておらない。そして、今後の石油の産出国とのいろいろな関係をもう少し調整してからでないと、石油課税の問題は非常にむずかしいところにあるのではないかと感じがいたします。

しかしながら、一面、私どもが国内的にだけ考えてみますならば、道路財源としての揮発油税なり軽油引取税というものは不足であるという事情もあり、そしてまた、公害対策からも、最も普遍的な公害源である重油に対して、何らかの目的税としての課税措置をとるということは必要ではないかと考えております。さらに検討を進めてまいりたいと思っております。

○庄司委員 じゃ、それはぜひ早急に実現されるよう強く要望しておきます。

次に、私は、固定資産税の問題でちょっと御質問したいのですが、先ほどやりとりがありましたから、重複はしないようにしたいと思います。最近、主として電力であります、火力発電所や原子力発電所の立地がなかなか困難になってきている。それで、地方自治体の首長さん方に対していろいろの工作もなさるし、住民にもPR等を相当するわけですね。その際、往々にして、実例もありまけんけれども、見受けられるのは、受け入れ側の市町村長が、発電所がやってくると固定資

産税ががっばり入る、それで自治体の財源がうんと潤うのだと、こういうPRをなさるわけですね。それから、電力は電力で、こういう手口も使うわけですね。ある町なら町に設置すると、周辺の町村は固定資産税が一円も入らない。公害の煙だけかぶる。ですから、電力は、苦肉の策で、二つの町村の中間に建てて、両方に固定資産税が入るような手口をよくやるのですよ。こうやって、固定資産税というののいかにも魅力がある存在のように、電力もPRすれば、市町村長もPRする。これはやはり住民を惑わすものの一つじゃないかと私は思うのですよ。

それで、これは非常に事務的な簡単なことで、初步的なことをお伺いするのですが、固定資産税が電源開発その他で入った場合、これは交付税がそれに見合った分減るといふ事実ですね。これが私はあるのだらうと思うのですが、それで間違いないのかどうか。それを、事務局でけっこうですから、お答え願いたいと思います。

○鎌田政府委員 交付税がそれに見合つて減るといふ表現になるということは、交付税のたてまえからいいますと、必ずしも正確ではないといふふうに思いますけれども、御案内のとおり、交付税の算定といたしましては、当該団体のあるべき財政需要というものを、客観的な資料によって積み上げて計算をいたします。それから、当該団体のいわば財政力を見るという意味で、普通税につきまして、その標準税率で算定した額の七五割というものを計算をする。こういうことになるわけでございますから、その差し引きは交付税にいくということになります。したがって、そこに発電所がございまして、かりに一億という税金が入るとすると、標準税率で計算をいたしまして一億という税金があるとすれば、その中の七千五百万が基準財政収入に入って、交付税の差し引き計算に使われる。残りの二千五百万というものはそのワタの外に置かれて、これは当該地方団体の交付税の算定外の、いわゆる自主財源ということになる。こういう御説明が正確かと思ひます。

○庄司委員 そうしますと、たとえば一億の場合は、いわゆる一億まるまる使える金じゃなくて、二千五百万だけ使える金があるというふうに理解していいですね。

○鎌田政府委員 いまの二千五百万プラス交付税、これは、いま申しました全体をひくくするめての計算でございしますが、それで参ります交付税、そのほかの税源、これ全部が当該地方団体で自由に使える金、こういうふうに御理解いただいたらいいいのではないかと思います。

○庄司委員 ちょっとややこしくなったのですが……

○江崎國務大臣 みんな使えるのですよ。

○庄司委員 一億円、それは使えますよ。使えますが、発電所が立地したことによって使える分のふえた分ですね。これは二千五百万円だ、こういうことでしょうか。

○鎌田政府委員 発電所だけに限定をしていますが、論をされているわけですが、その場合に、御案内のとおり、一億の税金というものはそのままあるわけでございますね。そのほか交付税というものがあつたわけでございますね。そういうふうな理解していただいたらいいいのではないかと思います。一億せつかく税金が入ったのだけれども、七千五百万は何もならなくて、二千五百万だけが残るのだ、こういう御理解は正確ではないのではないかと、こういうふうに私は考えます。

○庄司委員 くだらないことで論争しているようでありまして、確かに、交付税は、七千五百万は国のほうで今度は見なくてもいいわけでしょう。結局、交付税の算定基礎から七千五百万ははずされる、そういうふうな理解していいですね。

○鎌田政府委員 基準財政収入の計算はそういうことでございます。

ただ、くだいようでございますけれども、この固定資産税の、いまの一億だけの議論ではなくて、当該地方団体としてどれだけの財政需要があつて、それに対してどれだけの財政収入があつて、その差額が交付税としていく。それと、いま

の一億の固定資産税あるいは五千万の住民税、そういうものが全部ひくくするまて当該団体の自主財源だと、こういうふうな御理解いただきたいと思ひます。

○庄司委員 それじゃ次に移りますが、今度の一部改正案には、特別土地保有税が目玉商品として出ておりますが、この中で、いわゆる除外規定が相当多いわけですね。たとえば首都圏整備法の指定区域、あるいは低開発地域工業開発促進法の指定区域、あるいは新産業都市の指定区域、それから過疎地域対策の指定区域、あるいは工業再配置促進法に基づく誘導地域、こういう課税できない対象がいろいろあるわけですね。

それからもう一つは、四十八年七月一日以後の土地の取得に限る、土地の取得の場合、こうなつていいますね。そうしますと、いま、土地買い占めの問題が相当重大な問題になっておりますが、これまで買い占められた土地、あるいはこれから七月一日までに買い占められるであろう土地、これについて、この特別土地保有税が有効打になり得るかどうか。その点では、私は非常に悲観的な見通しを持っています。その点、大臣、どうですか。

○佐々木政府委員 ただいま、特別土地保有税の非課税規定について、その地域指定の問題があつたわけでありまして、これは、この地域に立地する工場等で、それぞれの各種の地域立法の規定によつて、いわば特別な助成措置がとられるものについて、その敷地に非課税の措置がとられるというところでございまして、この地域全体が非課税地域じゃないわけでございます。したがって、こういう地域で土地の買い占めがあつたというふうなものについては、四十四年以降の取得にかかると土地でありまして、すべて土地保有税の課税対象になるというところでございます。

○上村委員長 速記をとめて。

○上村委員長 速記を始めて。
〔速記中止〕
この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後四時三十一分開議

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案及び山口鶴男君外七名提出にかかる地方税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。庄司幸助君。

○庄司委員 先ほど特別土地保有税の問題で伺ひしたわけですが、四十八年七月一日以後の土地取得にかかるといふのは課税していく、七月一日以前に買った土地については課税しないということになりますと、いま買い占めがどんどん進んでいるわけですが、こういった買い占めに対する受当な規制措置にならないんじゃないかという感じがするのですが、なぜ七月一日以降にしたのか、この辺少し明らかにしてもらいたいと思ひます。

○佐々木政府委員 特別土地保有税は、この法律案にございまして、保有に対する課税の部分と、取得に対する課税の部分とがございまして、それで、取得についての課税部分は随時税の形をとつておりますので、法律制定以前に取得行為があつたものに遡及をして課税するということは、租税法主義のためできません。取得行為に課税する部分につきましては、法律制定後であるだけに、いろいろ準備期間等も見まして、七月一日から適用することにしたわけでございます。

○庄司委員 その点は、またあとで時間があれば触れますが、もう一つ伺ひたいのは、こうやって土地の買い占めをある側面からチェックしていくことは必要だろうと思ひますが、せつかくこういう法律をつくりながら、また、持ちながら、片一方では、地方自治体の側で土地の買い占めに手をかけているような、そういう側面が見られるわけですよ。そういう点について、大臣なんかは、

いままでの事例で聞いておられませんか。

○江崎國務大臣 地元の開発のために、優良な住宅建設業者といふですか、そういうものに協力をすることはあると思ひます。それから、従来、投機的に土地を買い、それが一流商社であるというふうな場合ですと、何かいいことをしてくるだろうというふうな思惑も手伝つて、市町村側が協力したという事例はあると私は思ひます。

そこで、今度は、七月一日からは、買った人には取得税を課する、それから、特別土地保有税については、四十四年四月以降の土地について、その取引価格を市町村ならば捕捉できるわけでございますから、それを捕捉して課税をするというわけで、いわゆる従来の土地投機に向かつておりました関心を、ここで、税の面で極力チェックをしよう、こういうわけでございます。

もとより、この特別土地保有税、それから取得した人の取得税程度で土地の吐き出しが完ぺきになる、どんどん促進されるというわけにもまいりません。しかし、これは、今度の一連の土地政策と併用することによって相当な効果をあらわす。少なくとも、土地を投機対象にするという妙味はだんだん薄れてまいったというふうな言えると思ひます。

○庄司委員 大臣も、地方自治体が土地の買い占めを手伝つたような事例があるというところはお認めになつたわけですが、そこで、「日本列島改造論」の中に出ております「官民協調路線」の問題ですね。田中総理は、だいた第三セクターの効能書きを述べておられるわけですよ。この第三セクターが土地の買い占めに果たした役割りというのは、私は、ばく大なものがあるんじゃないかと考へておられるわけですよ。こういう第三セクターなどというものは、えてしていわゆる企業と癒着をして、土地の買い占めを手伝つていくようでは、とてもじゃないが、こういう土地保有税をつくる大義名分から言つても、一方で種をまいて、片方でカラスがはじくるような状況になるんじゃないかと思ひます。その点で、第三セクターの問題

実はこれはまた宮城県の話でおそれ入ります
が、宮城県の第三セクターに株式会社東北観光
開発センターというものがあるんですね。これは宮
城県が、県当局が八千万円出資している。ほかの
株主を見ますと、名前は第三セクターで非常にり
っぱな——英語ですから国民はわかりませんが、
ほかの株主というのはほとんど、いま土地の買い
占めをやっている会社なんです。たとえば三菱

場所、これは土地買い占めではやり玉に上がっている会社ですが、これが八千万円出している。それから、名鉄が六千万円出資している。それから、事業もあろうに、パルプ公害を出している大昭和製紙、これが三千万円出している。これがまた、パルプ材料を得るために、山をまる裸にしてゴルフ場づくりなんかやっているんですね。こういうのも参加している。それから東武鉄道、京成電鉄、こういったいわゆる民間デベロッパと田中総理がおっしゃっている会社ですが、こういった会社が地方自治体と合弁会社をつくって、そして土地の買い占めの一助になっているわけですね。これじゃ、何ほこういう買い占めの規制を法律面でやろうとしてもなかなかないへんじゃないか、こういうふう考えるわけです。

しかも、東北観光開発センターの事例を見ますと、子会社を五つほど持っていますね。この子会社が配置されている場所を見ますと、ほとんどが、いわゆる観光開発が目的になっているわけです。たとえば要駒観光開発株式会社であるとか、宮城蔵王観光開発株式会社、札幌半島観光開発株式会社、松島湾観光汽船株式会社、それから仙台湾カーフエリー株式会社、こういうものに親会社から出資して系列支配をやつて、この会社はやはり民間デベロッパーと一体となつて土地の買い占めをやつているわけです。しかも、この会社の社長さんと同一人なんです。親会社の社長も同一人物であれば、子会社の社長も、五社とも同一人物である。しかも、この社長という人が、前回に県知事をやった人なんです。ですから、県内の計画

う一ぺん考え直してみる必要があるのじゃないか、そう思うのですが、大臣の所見を聞かせてもらいたいと思うのです。

○江崎国務大臣　いまの事例は私も初めて承るわけで、その内容や業績等についての判断をする立場ではありませんが、いまの、私どもも自治省側が第三セクターと称して考えておりますものは、いわゆる地方公共団体の構想の線に沿って、民間会社が協力をする、もとより民間会社は営利事業団

買ひ占めを手伝つた事例としては、こういう実例もあるわけです。これは一昨年のことでありますが、宮城県の鳴子町、この鳴子町には鬼首という地帯がございまして、これは国定公園地なんですね。その牧草地百七十四ヘクタールを三菱地所が買ひ占めたんですが、この買ひ占めの際、この社長、前知事、この人が三菱地所の常務取締役と一緒に、鳴子町の町議会に乗り込んでいつてゐるのですね。で、三菱のためにこの土地をぜひ売るようにあつせんしてくれと議会にまで工作に乗り込んだ。その後の県の実態を見ますと、その買ひ占めた土地のわきを通る町有林道があるのなんです、この町有林道の県移管の請願にまで出てきてゐる。そうすると、何のことはない、地方自

体でありますから、それが官利につながるという点もありましようが、地方公共団体の根本的な基礎計画に協力し、また、事業を推進する、これをいわゆる第三セクターというふうに考えておるわけでございます。直接は、こういう会社は建設省が監督してまいるわけでございますが、われわれ自治省としても、もとよりこれの指導に当たらなければならぬ。ですから、土地利用を阻害したり、あるいは、そのことによって地価の上昇をもたらしたりというようなことになることは、厳に排除してまいらなければならぬわけでございまして、そういう点については、今後も自治省として十分指導をしてまいりたいというふうに考えております。

治体がいわゆる買い占められた土地に対する利便まで提供するようなしかけになっている。第三セクターの役割りというものは、こういう側面に非常に強いのではないか。これは岩手県あたりに参加しますと、開発公社であるとか、いろいろありますが、その点で、この第三セクターの問題について、田中首相がここで礼賛しているような調子じゃなくて、やはり、この罪惡面を考えてみないと、地方自治体がまるで宿屋の客引きになる。こういう状態におちいらざるを得ないのではないかと私は思うのですよ。しかも、いま地方自治体が非常に心配しているのは、この土地の買い占めの問題であります。その点、大臣、こういった第三セクターの役割り、それから第三セクターについての野放しの状況、これをやはり規制する必要があるのではないか、そして、第三セクターをも

いま御指摘の会社も、今度の新しい土地政策によりまして、県が開発の計画を立案しまして、その開発計画を具体的に推進するということになりますると、いまの会社構成がそういう民間優位の形にありまして、県の意向と離れたり、また、それに逆行するような事業計画はできない。もしそんなものがあれば、県の立場からそれに注文をつけたりする、いわゆる規制措置はあるわけでございます。したがって、県の計画というものは県議会に当然はかられるわけでありますから、その計画の公正、妥当性というものは県知事が責任をもって提示をし、そして、議会の賛同を得なければ、正規の計画ということにならぬわけでありますから、いまの御例示のそういう開発会社がかつてなことをやるということは、少なくともできないというふうに理解しておるものでございます。

○庄司委員　いま、大臣が、県の計画は県議会にはかられると言われましたが、それは、市町村の基本的構想は確かに議会にはかつてきめなくちゃありません。しかし、県段階のいろいろな長期計画なり中期計画は、議会の議決を必要とするものではないんですよ。その辺、大臣は少し勘違いをしていらっしゃると思うのですが、どうですか。

○江崎国務大臣　どうも失礼しました。今度の法律では、学識経験者を中心とする審議会、その了承を得る、こういうことになっておるわけでありまして、やはり、その学識経験者の識見というものに信頼を置く、これは当然累段階において相当な人が選ばれるというふうに思うわけでございます。

○江崎国務大臣 どうも失礼いたしました。

○庄司委員　進めますが、議会にかかろうとかかるまいと、県当局のいろいろな開発計画が立案される。そこで、この計画と、それから、いま進行している土地の買い占めあるいは乱開発、あるいは自然破壊、こういったものが企業と一体となつて進んできているということがいままでの実例にあったわけですよ。そして、県の計画自体が企業の栄華をはかったという結果になっている場合があるんですね。これからもあり得ることなんです。が、これでは地方自治体と企業の癒着だというふうに地域住民から見られてもしかたのない事態だろうと思うのですよ。その点で、企業と地方自治体の癒着と見られるような誤解を招くような第三セクター、あるいは合弁会社と言つてもいいですが、こういうものは地方自治体があるべきじゃない。その辺は明確にする必要があるんじゃないか。と私は思うのですが、その点どのようにお考えになるか。これをひとつお聞かせ願いたいと思うのです。

○江崎国務大臣　私がさっき申し上げましたよう

に、自治省が第三セクターと考へておるのは、地方公共団体の基本計画に基づいて民間の協力が得るもの。これは、地方公共団体では、おのずと資金面においても限界があります。それから、おはもら屋といふことがありますが、開発計画によりましては、専門の業者の技術なり力なりを導入して協力をさせることが、いい面に働けば非常に成果をあげますね。これが悪い面に働きますと、いま御指摘になるように、とかく住民感情をそこねたり、そこに誤解を生ずるというふうなこともあると思う。これはやはり、為政者の県知事なり、あるいは市町村長なりの良識に待つ。少なくとも、公選で出た、責任ある地位の頂点に立つ人というものは、みずからの責任において、住民の要求するところを踏まえて行動されるもの、こういう前提に立っておるわけでありするが、それがそういう方向と反するような行動があるとしたら、これは自治省としても当然指導もなければならぬものというふうに考えます。

で、民間と地方公共団体が協力の体制をとることはいけないというふうにはあながち言い切れないと私は思うのです。冒頭に申し上げたような理由によって、いい面を利用すれば、理想的な開発計画が実施に移される。むしろ、近道であるという場合もある。これは、それぞれのケースによって違ふわけでありまして、もし間違つておれば、庄司委員が言われるように、少なくともこれはその地方の大問題になりましょうし、それからまた、住民としても反発することになりましょう。そういうことが計画推進の歯どめに当然なってくるものというふうに思います。

○庄司委員 それは確かに、地方自治体は民間と協調しなければやれないという側面は強くなると思うのです。ただ、それが癒着であつてはならないと私は言つてゐるのです。この宮城県といわゆる東北観光開発センターは、県当局が第三セクターでございましてはつきり言つてゐるのですよ。これが、資金的にももう癒着してゐるわけですよ。お互いに資本を出し合つて合弁会社をつくつ

てゐるわけですからね。これはやはり癒着と言われないで済まないじゃないか。そういった具体的な問題を大臣はどうお考えになるのか。

それから、もう一つは、この癒着によつて、第三セクターが介入して全部買ったとは限りませんけれども、宮城県内の土地——東北新幹線あるいは東北縦貫自動車道、それから大規模観光開発レクリエーション地区ですね。この県の計画の線によつて買ひ占められた土地、これはもう、驚くのか、大抵去年の十月ごろの時点で、約一万七千ヘクタールくらいになつてゐるのですよ。これは、この間の共同通信社の調査等とも大体合致する線ですが、この一万七千ヘクタールのうち、いわゆる癒着によつて進められたという形跡のある場所ですね。たとえば蔵王山のふもとでは、京成電鉄が約二百八十ヘクタールですね。これは、いわゆる開拓地を買ひ占めてゐる。それから、その系統につながるのじゃないかと見られてゐるある会社が百八十二ヘクタール買つてゐる。これは、同じ場所。それから今度は、国際学園研究都市ですか、この候補地にあがつてゐる川崎町ですが、この辺が六百三十二ヘクタール買われてゐる。それから、縦貫自動車道インターチェンジ周辺ですが、これは三菱地所が約一千ヘクタール買つてゐますよ。しかも、市街化区域、調整区域と線引きされた場所、これはほんとうなら開発を進めにくい場所ですが、これがやはり千ヘクタールも買われてゐる。しかも、買ひ占めたあと、先ほどの社長さんが会長をやつてゐる都市計画審議会で、この線引きの変更さえ考へてゐる。こういう事態もあるのですよ。それから、伊藤忠が買つた利府町というところは約三百ヘクタール近くですか、それから鴨子町では三菱が百四十七ヘクタールと、さらに百六十ヘクタールを今度新たに買おうとしてゐる。いずれもこうやつて癒着した状態で買ひ占めが進められてゐる。これは、私は、たいへんな事態だと思ふのですよ。これはやはり地方自治体のあり方の根本にかかわる問題ですから、この辺で大臣は指導をきびしくしなければ、とてもじ

やないが食いとめることができない。この辺、大臣はどうなさるのか、ひとつ御所見を聞かしてもらいたい。

○江崎国務大臣 これは、承つたところでは、非常に広大な土地を手に入れておるようでございますね。それが、いま承りましただけでわかに私ども判断ができませんのは、たとえば県は出資者である。市町村も出資者である。そこへ民間も多額の投資をしてゐるわけですね。(庄司委員)「市町村は出資してゐないですよ」と呼ぶ。町村は出資してゐない。そうすると、いまのいわゆる県の計画に基づいてその土地を入手したものであるのか、あるいは、将来の投機対象として、その県が出資しておる会社をバックにして買つたのか、そこら辺の判断が妥当であるのか、妥当でないのかの分かれ目になるポイントであるという感じがいたします。それにしても、非常に広大な土地ですね。ですから、公有地拡大促進を私ども大いに進めておるわけでありまして、今後、それらの土地が、いわゆる公のために、また、県の基本計画のために使われていくことが望ましいわけであります。したがつて、これは——先ほど私、学識経験者による審議会を県議会と間違へました。これは訂正いたしておきますが、八千万円からの出資を県がいたします以上は、当然、この出資について県議会の承認を得ておるわけです。当然また、それに加えて、その事業計画なり、事業の推進なりについての経過、結果等については議会に報告もあるわけでありまして、したがつて、議会の承認はなくても、議会が直接その会社に向けて容喙することはできません。これは県民の代表ですからね。ですから、そういう形で、もし不正があるならば、十分この不正を正されることが望ましいと私は思ひます。また、不正がなく、ほんとうに理想的に第三セクターの開発が地について行なわれておるといふのなら、官民一体になつての開発推進というものは、アメリカ等においてもよくうすで行なわれておりますように、新しい方式として日本にも取り入れたわけでありまして

ら、ただ一つの例をもつて全体を律することはできないと思ひますが、いまおただしになるように、いろいろ疑問点があるというのであるならば、これは率直にその非をあげて、県議会がその会社の運営や状態等について意見を差しささみ、介入することはちつともおかしくないというふう

に思ひます。

○庄司委員 それは、当然県議会と問題にするのが筋だと私は思ひます。ただ、田中総理の日本列島改造論の中このいう方式が望ましいんだというふうなくだりから奨励されて、各県でずつとやられてきたんじゃないかなわないうのですよ。その辺はやはり政府の責任だ。自治省は、ほんとうに地方自治を守る、地方住民を守つていくという立場に立つてもらいたいと思ふのです。それが一つ。

それから、もう一つは、これは県の立てた計画を推進するためにやつてゐるんだからいいじゃないかというふうなお話もあつたわけですが、県の計画を進めるのはいいのですよ。その計画自体の、県民のよしあしの判断は別として、ですね。だが、問題は、この県の計画を先取りするかどうかです。県にこういう計画があるんだから、いま買つておけば得する、県に開発計画があつて、道路をつけてやると、そこを先取りして買ひ占めていくという手口、これが第三セクターの中に明らかにあるから問題だと言つてゐるのですよ。これは、一部の業者だけが県を利用して金もうけをやるといふ事態になつてゐるんじゃないですか。これはもう嚴重に姿勢を正していく必要が第一にあるんじゃないかと私は思ふのですが、大臣、聞かしてくださいます。

○江崎国務大臣 これは先ほどから申し上げておるとおりでありまして、まあ、長々と繰り返しませんが、問題は、要するに、県の計画の線に沿つてその土地確保が行なわれておるとき、もし、必要以上に、こういう計画があるからまわりを全部買つておこう、そして値上がりを目を待とうというふうな形であるとするならば、これは便乗もはなは

だしいものですね。そういう形はよくないとい私は
思います。ところが、いまのいわゆる第三セクタ
ーというのは、計画の線に沿って土地買収もい
たします、しかし、自分の会社は、建設その他に
ついて、あるいは道路建設については専門家で
すから、これは自分の会社ないし子会社で請け負
いましょうか、そういうことで、それぞれの分野
に応じてこの開発をしようという形は非常に望ま
しいわけですね。それが度を過ぎると、これ
はどんな場合でもいろいろな弊害が出てくる。で
すから、いま御指摘の東北観光開発株式会社につ
いて不備の点がある場合は、県議会において、直
接その問題の核心に触れて議論を展開されるこ
とは望ましいことだと私は思います。ただ、いま直
接的には、その会社に対して、われわれ自治省は
監督権を持っておりません。ですから、道筋、成
り行きを申し上げるにとどまりますが、いずれに
しろ、適切、妥当でない形で、思惑的な、投機的
なそういう行為が、県などを入れた、そういうい
わゆる第三セクター方式の会社にあるといしま
するならば、これはやはり容易ならぬ問題だと考
えます。

○庄司委員 もう時間もありませんからこれでや
めまされども、大臣がいろいろな地方へ行つて
お調べになれば、こういう事態が出てきています
と思うのですよ。これはぜひ調べてもらいたいと思
うのですよ。そうやって、ひとつあつて御報告願
うなりしてもらいたい。

それから、くどいようですが、この田中首相の
書いた本の中に、そういうものが出てくる要素が
あるんだ。総理の政治姿勢の中に、ですね。それ
がやはり、親が悪ければ子も悪いといったような
調子で、地方自治体にも感染している。そういう
事態もあるので問題なのです。ぜひこれは地
方自治の本旨にのっとり、地方自治を守るべき
任務のある自治大臣が、今後全力をあげて、そう
いう弊害のないようにするよう要請しまして、私
の質問を終わらせていただきます。

○江崎国務大臣 これは重要な点ですから率直に

申し上げておきますが、田中総理の言う第三セク
ターというのは、理想的に運営される限り、こ
れは世界の傾向で、私、望ましいと思うので
す。ですから、その示しておる方向は悪くない、
正しいものだといふふうに思いますが、ただ、運
営を誤ると困る。これはどんな場合でもそうで
ね。どんないいことでも、それを運営する人が誤
った方向に持っていくことになるれば、これ
は弊害も当然出るわけでありまして、いま、宮城県
の御指摘がありました、これが直ちに悪いこと
をしておるとは私は思いませんが、しかし、いま
御指摘になったことがほんとうだとすれば、これ
ははなはだ遺憾でございまして、実情について、
私も十分調査をしてみたいと思いま
す。そして、そのものがかりにも誤つておつた
としても、いわゆる民間資本を入れて、地方公共
団体がみずからの計画を推進していくという第三
セクター方式というものは、決して間違つていな
い。これはやはり時代の要請に十分こたえた開発
方式であると考えておりますが、悪いものはどう
いう場合でもやはり悪いわけですから、十分それ
らの実情を調べて、悪い点があれば、これは
行政的な指導をするにやぶさかではございませ
ん。

せん。ひとつ、十分心がけて指導してもらいたい。
以上です。

○上村委員長 小濱新次君。

○小濱委員 お約束の時間も少し過ぎたようであ
りますが、少し御理解いただきまして、御協力を
賜わり、若干自治大臣と佐々木局長にお尋ねをし
たいと思ひます。

もう御存じのように、地方公共団体にとりまし
て最大の財源は地方税であります。この地方税法
の審議がこのようにおくれできた原因は、市街化
農地に対する課税についての政府・与党の明確な
方針決定がおくれたことによるものであつて、こ
れはもう責任を免れることはできないといふよう
に考えております。主管大臣としてのこの点につ
いての御所見を承つておきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 これは、確かに私も責任があ
るといふふうに思つております。これは責任を痛
感いたしておりますし、来年からはこういうこと
は絶対にないように十分心がけてまいりたいと思
ひますし、まだ残余の日も、四月も相当ございま
すので、少なくとも今月のうちにぜひ参議院まで
これが通過の運びになりますように、責任を感じ
ておりますので、これはあらためて小濱さんにも
私から折り入つて御審議促進方をお願い申し上げ
たい。どうぞ御協力をお願いいたします。

○小濱委員 きょうは私が最後ですから、少し明
るくやらせていただきます。

大臣からのたつての御要請でありますから、私
どもも努力をしていきたいと考えております。

次に、局長にお尋ねしたいと思ひます
が、この税法の審議がおくれることによつて、地
方団体における課税事務に非常な支障を来してい
るわけですね。すでに、今月の初めに、旧法で令
書を発行したという地域がずいぶんございまして、
新しい法律もできまして、電算機にかけても間
に合わないという見通しを立てての処置が、非常
に混乱を起しているわけですね。こういう問題
についての政府の対策ですが、どのような対処方
をされようとしておられるのか。具体的な問題で

○庄司委員 いままた大臣がお答えになったので
言わざるを得なくなつたのですが、第三セクタ
ーあるいは官民協調、一般的には、これは、いいも
悪いもないと思うのですよ。ある場合にはいい場
合もあるかもしれない。ただ、日本の現実を踏
まえた場合、先ほど言つた大資本の参加、株主で
すね。これは、いま土地の買い占めや商品投機で
名前のあがつているような会社が参加している。
これが具体的な現実なんですよ。現に国民から
は犯人扱いされている会社でしょう。これが参加
して、うまくいくわけがないと思うのですよ。企
業にとつてはうまくいく、そういうものにもうま
と乗せられていくような自治体があつたので
すよ。これは時間がありませんから答弁は要りま

○小濱委員 おくれたという御答弁でございま
す、私も、おくらせたいといふふうの一部理
解を持っておるわけでありまして、大臣もよくお
耳にしているかと思ひますけれども、これがため
に地方自治体ではどういふ迷惑と混乱を起してい

すから、これは局長から御説明をいただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員 今回の改正法の成立が、おくれましたことに、特に、末端市町村における課税事務に混乱が生じておりますことは、御指摘のとおりでございます。特に、今回の地方税法の改正をお願いいたします部分は、市町村に課税するものが非常に多くございます。特に、固定資産税の改正が非常に大きくなっており、関係で、固定資産税の第一期の納期が四月ということに原則にしております関係から、まず最初に処理しなければならぬ固定資産税の事務に非常な支障が生じておるといふことになっておるわけでございします。市町村によりましては、すでに現行法に基づき課税事務を進め、そして、法律の改正により必要な部分の修正をしながら、四月に納税通知書を発行するということも予定しておいた市町村は、この改正部分が間に合わないために、現行法のままで納税通知書を発行するということに相なっておるわけでございます。こういう市町村におきましては、改正法が成立いたしました段階におきまして、改正に基づき必要な税額の修正、すなわち賦課がえをしなければならぬという問題が出てまいります。

それから、また、今回の改正法の規定によりましては、相当の改正法の適用になる納税義務者が多い市町村におきましては、四月に納税通知書を発行することができない、結局、五月に納期を変更せざるを得ないというところで納期についての専決処分をし、あるいは慣例から、議会を必ず招集をして条例の改正を行なうというところは、臨時会の招集の手続もとらなければならぬというように、市町村としましては非常に問題が出ておるわけでございますが、これらにつきましましては、先般理事会におきまして御承認を得ましたところに従いまして、四月に納税通知書を発行することにいたしております市町村、あるいは納期を五月に変更するという市町村に対しましては、それぞれの態様に応じて必要な措置

をとるよう、指導の通達を出したところでございします。

なおまた、市町村におきましては、固定資産税に引き続きまして住民税の事務が始まるわけでございします。特に、特別徴収義務者に対する通知は五月中に出さなければならぬ。しかも、従業員の大きい特別徴収義務者の場合には、電算事務等の関係から、五月初旬にはどうしても特別徴収の通知書の発付が必要だというように要請もございします。いま、それらにつきまして事務を進めておる段階でございしますけれども、いずれにしまして、この改正法案の成立が、おくれまして、この改正法に基づく納税通知書の発付、あるいは特別徴収税額の通知という事務処理がそれだけ困難になるというようにございまして、必要な事務処理につきましては、その困難を最少限に抑えたいというふうに考えております。

○小濱委員 今度は、この改正法成立遅延に伴う措置というのを自治省のほうから地方に通知をしたという、そういう内容の御説明がございましたけれども、この内容の混乱状態については、私もこまかくきょうは調べてまいりましたけれども、よく御存じなんですから、この点については御説明申し上げませんが、この固定資産税の四月納期という、これについて、令書は、大きな都市では、もう今月の初めに発送しているわけですね。今度は、この令書の通知書の刷り直しを改正法案でやらなくちゃならないわけですね。そういうふうになってまいりますと、大きい都市では千五百万円、あるいは、東京あたりでは三千万、四千万、あるいは、長野市あたりでは百五十万、二百万円くらい必要経費がかさむわけですね。そういうことがあって、金の問題も出てくる。全国では、これはたいへん膨大な数字になるだろうと思ひます。それで、後日精算のおりがあるかもしれないというチラシをつくりまして、それを旧法の今度の令書の中へみんな入れて各家庭に配っているわけですね。こういう例もない

そうだけれども、そういういろいろな手間がかかって、非常に混乱を来しているということなんだですね。でかい都市では、何十万という令書を発付する相手方があるわけですから、たいへんなことにならうかと思ひますね。こういう法律とは違ひますけれども、その出先では、複雑な、こういう混乱したいろいろな問題が起つておるという点に對する自治省の——これはおわびでは済まないかと思ひますが、何らか、その対処方を考えていかなくちゃならないのじゃないかと考へられるわけですが、こういう点は、少しこまかい点ですから、局長から御答弁をいただいていいのじゃないかと思ひますが、いかがでございしますか。

○佐々木政府委員 こうした課税事務の混乱に伴ひまして、ただいま御指摘のように、納税通知書の刷り直しあるいは賦課がえに伴う計算のやり直しの事務、そしてまた、職員がそれに当たりますためのいろいろな超勤手当等の問題、こういういわば思いがけない財政負担というものも生じていることも事実でございします。こういう点につきましては、私も今この問題とも関連をしまして、地方六団体等につきましても、それぞれどういう処理方をするかということにつきましまして、いろいろ話し合いをしながら進めてきておったところでございしますし、また、各市町村のそれぞれの実情に応じまして、四月に徴収をする、あるいは五月に徴収をするという、その態度の決定につきましましてすみやかに連絡できますように、各府県にさつそく通知を発したところでもございしますけれども、市町村の職員としましては、そういう意味におきましては、この事務について、一面挫折感を持つたというところもあるだろう。私も、いろいろな税制の運営等につきましましては、この辺の事情等も十分説明をし、納税の得られるように今後とも対処してまいりたいというふうな考へております。

○小濱委員 固定資産税はいろいろと手を打って、ここでも何とか見通しがついた、こういう

ふうにも考えますが、今度は、もしこの法案が通ることがおくれましますと、住民税の問題は、すでに電算機にかけているという都市もあるわけですが、住民税に影響が出てくることもなりまします。条例でこの納期をずらすことができることはあるようでありましても、特別徴収義務者に対してということになると、これは五月の末です。通知をしなければならぬことになっておるとすると、法律上の手当てがこれが必要になつてくるのではないかと、この住民税の問題に限つては、また問題が出てまいりますね。このことにはどういふような対処をされるお考へでありますか。それとも、この地方税法はもう間違ひなく通るんだ、そういう心配は要らないんだというお考へなのかどうか、お答えいただけますか。

○佐々木政府委員 住民税の問題につきましましては、この法律案の成立が、おくれましますと、特に、まず第一段階としましては、特別徴収義務者にとりまして、事務処理上の負担が非常に大きいものになるという点に相なつてまいります。そして、まあ数日ぐらゐのところでございしますならば、あるいは特別徴収義務者のほうに御無理をお願いして何とか——電算処理等について、会社の事務処理との関係もあるかと思ひますけれども、ある程度御無理をお願いすることになるかと思ひますが、これが五月半ば過ぎというふうなことになる——現在十二回徴収の方法をとつては、納期の変更ということになりますと、十一回徴収という方式を考えざるを得なくなるといふようなことで、そういったしますと、財政計画上も非常に大きい変動が生じてくるので、私も一日も早い成立をお願いしまして、いまだこれらについてどうするかというのを私もきめてはおりませんけれども、非常に成立が、おくれましますと、相当大きい税法の改正、あるいは税法の修正、あるいは地方

財政計画の変更というような事態にもなりかねないのではないかとふうに考えて、非常に心配をいたしております。私どももいたしましては、この改正法案の一日も早い成立を期待をしているところでございます。どうぞよろしくお願いしたいと思ひます。

○小濱委員 旧法で納税をする。あるいはまた、それが今度改定されて還付を受ける。いろいろな問題が起つてまいりますけれども、その中に報奨金制度というものがやはり入っているのです。これはどういう仕組みになっているんです。うか、ちよつと説明をしていただきたいと思います。

○佐々木政府委員 固定資産税で例を申し上げますが、現在、固定資産税の納期は四回に分けておりますが、第一の納期の際に全額——納税通知書で四回分の税額を通知いたしますが、その場合に、納税者が、その四回分の税金を第一期の際に全部納めていただくというようにいたしました場合には、第二期はその納期まで、第三期はそれまでの納期、第四期はその納期というふうにして、納めていただいた日から次の各期の納期限までの部分については、一月について税額の百分の一を報奨金として交付をするということになっております。これは、第二期の場合に三期、四期分を納めていただいた場合も同じような計算でございます。そういうことで、いわば、早く納めていただいた人に対して、利子相当分を報奨金として交付するという規定でございます。そういう内容でございます。

○小濱委員 私が聞いておりますところによりますと、明日、十四日までの全納者に対しては最高の報奨金が出るようになっていて、十五日からは、あさつてからは、今度はわずかな還付金だけれども、誠意をもって納めている人、あるいはまた楽しみに納めている人もいろいろですね。商人とか、名譽を重んじ信用を重んずる人たちは、あれがあることによって、いろいろとまたいい意味での影響が出てきておるのです。これは確かかなんです。そういう点で、今度は、報奨金制度が、あさつてということになりますと切れてしまひますね。自治省はこういうことに対するお考え方はどういふふうにお持ちになっておられますでしょうか。もう一ぺんお答えいただきたい。

○佐々木政府委員 この報奨金の制度は、一期の納期の際に、ただいま申しましたように、十四日で一区切りいたしまして、十四日までに納めま

すとその月分まで計算されるわけですが、そういうことで報奨金の規定でございます。これが納期が五月ということになりますと、報奨金の金額の計算が、四月の、いわば一月分が減ってくるというふうなことに相なります。結局、市町村のほうも、納期を直しますと、その納税通知書のほうに報奨金が幾らという計算もついでに添付してありますけれども、そういう計算も全部やり直して納税通知書を出さなければならぬ。こういうことになるわけでございます。その辺の事務もややめんなら再計算という事態になります。ただ、報奨金自体がなくなるということはないわけであり

ます。○小濱委員 自治大臣、さよう本会議で、田中総理が、物価高の問題を取り上げて、一日も早くこの法案を上げてもらうことが物価を下げることに

なるのだと力んでやっておりますが、どうも、ああいう話を聞いておりますと、これは総理大臣はここにいないのですからやむを得ませんが、何か、責任を感じていないような、そういう感じをわれわれは深くするわけですね。したがって、今度の問題についても、これはやはり主管大臣としては相当お感じいただいて、先ほど御答弁いただいたような発言なり、そういう態度でこれからまた対処していただくようにしていかなければならぬ

と思ひます。ああやって聞いておりますと、私もが頭から責任を追及されているような感じを私は受けまして、非常に残念に思ひますので一言申し上げましたが……○江崎國務大臣 私、その本会議に居合わせませ

んでしたが、これは、おそろく、総理としては、先ほどの小濱さんの御指摘のように、地方が徴税事務において非常な混乱を起こすのではないかと

いうことを身につまされて思ひにつけて、一つのあせりとしてそういう発言になったものと推測するものでございます。これはひとつ御了解願ひたいものです。

先ほど来申し上げておりますように、幸い、皆さん方理事各位の御理解を得て、自治省からも、

それぞれ府県に対し、行政的な申し入れ等々いたしておるわけでありまして、極力混乱を最小限にとめたいというあらゆる措置を、税務局長をはじめ一同とおるわけでございますが、何と

いっても、本法案が通過することが必要なわけでございます。これは重ね重ねですが、ぜひよろしくお願いを申し上げます。○小濱委員 あわせて自治大臣にお尋ねをしたいと思ひますが、府県民税であるところの料理飲食税の還元についてであります。これは大臣の分科会におけるそういう会議録も見せていただきましたが、いろいろと御答弁になっておられます。あるいはまた、本委員会においても、年ごとにこれを

取り上げておる。これは還元してもらいたいという発言が古くからあるわけですね。こういう点で、この税の一部を市町村に移すべきではないかという多年の要望なんです。どうも、自治大臣の御答弁ですと検討という——まあいろいろ御意見が出ておりますが、この問題についての御決意といひますが、お約束といひますが、抱負でもけっこうであります。いままでの答えはよく承知してありますが、ぜひひとつかたい決意を述べていただきたいと思います。いかがなものでござい

ましようか。○江崎國務大臣 この問題は、地方行政委員会においても、真剣に数回議論されておるということ

は、よく私も承っております。それからまた、予算委員会、分科会等において、特に観光都市の場合、夜間になるとにわか人口がふえる、このごみ処理をどうするか、屎尿処理をどうするか、

付随するいろいろな施設をめぐって、これに対して、せめて料飲税の一部でも還付願えないかという、これは切実なお話があったわけでございますが、私ども、この問題については、全く何とか処置しなければならぬ問題である。いままでも、交付税措置等において見ておるわけです。これは特別交付税で考慮できる範囲のものは十分考慮して

おるわけでありまして、そんなことでは足りない、とても追いつかないから何とかしろという御意見はわかりますが、さて、それでは、にわか夜間流入する人口をどう捕捉するのか、あるいはまた、税のたてまえから申しまして、特定の市町村のみにそれを分配するということになりま

すという、その線をどこで引くのか等々、非常に現実的に困難な問題もございまして。かといって、これは放置できない問題で、特に、週休二日制などというものがいよいよ現実になってまいりますと、これらの問題解決は容易ならぬ大問題ということ、切実感を一層増してくるわけでありま

けです。こういう発言がありますと、いつまでも在職期間であつてもいいとわれわれは願うわけですが、大臣をやめれば前官取り消しということになると、これはまた、新しく年ごとに新大臣に質問していかねばならないという形になりますので、ぜひひとつこの点について御答弁をお願いいたします。

○江崎国務大臣 どうも、何べんもそれを言いましたが、ちょっと記憶がございませんが、在職します以上はというふうにお受け取りいただいてもけっこうです。それでは、やめたらどうするか。やめたら、ひとつ地方行政委員会になってまいりまして、新しい大臣に迫りますか。そのくらの決意でこの租税特別措置の洗い直しというものを推進しなければならぬと私は思うのです。これはもとより、さきも申し上げましたが、政党内閣ですから、特に、政府と党側の、ここにおられる地方行政委員の協力をまず部内で得なければなりません。そして、野党であられる皆さんにも大いに声を大きくしていただく。そういう形でぜひ実行したいものだと思うのです。今日のこの時世をのがして、もう洗い直しをする時期というものは、経済的に見ても、好況の形をたどり、しかも、ドルをどう調節するかということが諸外国からも言われておるときだけに、あらゆる産業というものが公平の原則に立って競争する。従来、それは消費者にしろ寄せになつてはいけないうことで、特免措置などがとられておつたわけでございますが、もうここまで企業が成長してまいりますと、わずかな電気ガス税とか、固定資産税にしてもしかりであります。それだけに、それが消費者に転嫁されるなどと言ひわけをするのは、企業者側にもだんだんむずかしくなつておるのではないかと。そういう意味合いから、私、皆さん方の御協力を得てぜひ実行をしたいものだと思つております。いづれ、この問題については、全面的な御協力をお願い申し上げます。

○小濱委員 お話がありましたように、レジャー

時代を迎えてまいりました。観光客が訪れるに値するだけの施設整備をしたいと願う首長の責務というものは当然であらうとわれわれは考えております。ただ、この間も、参事人からの意見聴取の席上で、全国議事会会長の横濱の議長がこの問題を取り上げまして、ぜひひとつという、そういう要望がございました。箱根町の料理飲食税は、年間十億以上になるのです。それで、関係施設へ還元されるものが六百万円くらいという、まことに低い数字になつておるわけです。これは私のほうの記録であります。わずか二十億足らずの町で十億からの飲食税を納めて、それで、還元されるものがそのくらいしか施設には戻つてこないというところになると、持ち出しが非常に多いわけですね。横濱もそうですし、また、私の近所には熱海だとか伊東もあるわけです。たいへん料理飲食税を納めておるわけですが、これに対する見返りが非常に少ないわけです。これはいま大臣の御答弁がありましたけれども、この問題についてひとつ努力をしていただいて、そして、これは長い

念願ですから、この辺で何とか終止符を打てるような、そういう問題解決をしていただきたいと心からお願ひする次第であります。先ほどの御答弁でけっこうであります。

それから、さらに、電気ガス税の問題について、これも確認をしておきたいのですが、先ほど大臣は、この問題についてもやはり在職中ということとをこばに出しておられました。私もこれを取り上げてみたわけですが、そこで確認をしておきたいことは、税率が一歩下げられた。この程度なんですか。そういうことで、問題は、産業用の非課税品目は、ちょっと調べてみたのですが、これは百二十九品目あります。四十五年度の非課税の見込み額は約四百億円。それで、おもなものは鉄鋼の百億円、その他アルミ、パルプ、苛性ソーダ等、それぞれが約二十億程度になつております。そこで、繁栄している大企業に免除して、中小企業や一般家庭の零細な電気料金に課税するという典型的な大衆課税の形態になつてい

わけですね。大衆課税、これは、前の総理大臣も悪税ということばを使った。そのことばをとりえらるわけではありませんが、そのことばをこの委員会でもぜひいふんと取り入れまして、何とかして電気ガス税の問題で政府の決断を促していこうということを取り上げてまいりましたが、なかなかそうはまいりません。

そこで、二点についてお尋ねしたいことは、産業用の電気ガス税に対する非課税措置はどうして撤廃すべきではないかということ、もう一つは、一般消費者に対しては、電気ガス税については税負担が生じないように措置を講ずるべきであるというふうにお考えですか。わずかにいへばわずかな電気ガス税の税額ですけれども、これは大衆課税ということ、どうしても配慮をいただかなければならない問題ですので、大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 御指摘のように、四百億から五百億の非課税措置がなされておるということは、金額にしても少し多過ぎると思ひます。もともと、これは御指摘であります。あなたが悪税とばかりも言へぬ面は、要するに、一種の消費税であつて、だんだん人間がぜいたくになりますと、必要以上に電気を使う。従来なら消しておつたものを、夜間も消さないでつけたままにしておく。あるいはガスにいたしましても、余分に使う。そこで、その消費の度合いに応じて税を課する。そういうわけでありまして、いわば、所得税を補完するような役割も一面では果たしておる。ところが、いま御指摘のように、零細な人に過重な負担をかけるということであつてはならぬわけでありまして、そこで、今度は、電気は千円、ガスは二千円というわけで、免税点を上げたわけですが、もっと上げるべきだというふうには思つております。したがひまして、五百億に私は必要だと思つておるわけですが、これはやはり必要だと思つておるわけですから、先ほど来申し上げておりますので繰り返しますが、これは、国会が一段落いたしましたら、ぜひひとつ洗

い直しをやりたい。特に、通産省がこれには抵抗を示しますが、通産省では、今度、御承知のように、火力、原子力を問わず、発電所周辺整備法というものを制定いたしました。ある程度国の助成にかさ上げをいたしております。こういう必要に応じた要求が一方であるとするならば、この問題などを洗い直すことによつて、もつとやり方があ

るのじゃないか。いろいろ考える面もございますので、私の在職中の責任ということで、ひとつ十分努力してみたいと思つております。

○小濱委員 最後にもう一点お伺ひしたいと思ひます。ちよつと所管は違ひますが、関係がありますのでお尋ねしておきたいと思ひますが、昭和二十五年に港務法が制定された。これは地方自治尊重の精神を基調として立法されたというふうになつております。その際確認されたことは、いろいろな項目がございまして、地方自治尊重という精神が基調になつてこれができ上がったわけであり。自治体も、財政危機というところで、やはり取りたいものは取りたい、できるだけ集めたいという気持ちはわれわれもよく伺つておるわけでございます。

そこで、港務法の四十四条の二に入港料を取ることができるよう法律がございまして、これは自治省の所管とは違ひますけれども、その入港料の未納について滞納処分を行ない得るほか、過怠金を徴収することができるといふふうに書いてあるわけですが、この入港料を、二十五年以来、大企業、大資本家、船主協会は一銭も払つていない。それで、港務をかける自治体では何かと努力をしてはいるけれども、それに対する結果が出てこない。これはぜひいふ長い間努力をしてきてい

金はどういう形になっているのか、このことについてはどう対処しようとしているのかという点について、これは港務局長が適当かと思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○佐々木政府委員 入港料の問題は、私どもと所管が違ふところがございますが、現在、入港料につきましても、たゞいま御指摘のとおり、港務法の第四十四条の二の、「港務管理者は、当該港灣に入港する船舶から、当該港灣の利用につき入港料を徴収することができる。」という規定によりまして現在入港料を徴収しております団体は二十八港、金額で約二億四千万というところになっておるわけでございます。こうした金額から見ますと、入港料の徴収につきましても、その法律が期待をしていられるような入港料の徴収が十分行なわれていない面があるのではないだろうかというような感じがいたします。

さらに、この入港料の現状等につきましては、運輸省ともよく相談をいたしまして、この内容につきましても調べてみたいと思ひます。

○小濱委員 大臣よく御存じのとおりですが、最近におけるわが国の貿易量の増大は、入港船舶の激増をもたらし、船舶もまたみに大型化し、高速化してきております。二、三日前のテレビによつても、四十万トン以上の船舶がほとんど発注をされていられる形になっている。そのために、近代的な港灣施設の需要というものが高まつていられるわけですね。たとえば、航路をしゅんせつしなければならぬ。水深が浅いのです。大きくなれば喫水が下がりますから、どうしてもしゅんせつしなければならぬ。この補助金がまことに少ないのです。それから、係留浮標、いかりというようなものも、新しいものはもうつくれない。古いものを修理修理でやってきたわけですが、大型化してきたので、係留をするにしても、錨鎖、いかりのなかのものを設置しなければ船が流されてしまふわけですね。いかりが引っぱられてしまふ。そういうことで、無収入施設ということで、収入がない。しかし、施設には金はかけなくちゃ

ならない。国からの補助料は少ない。持ち出しが多いわけですね。ですから、港務管理者はたいへんな苦勞をしているわけですが、そういう点で、取れるものは取りたい、なるべく高く取りたいと願つて、特別とん税等もいただいておりますが、ト

ン三十七円ですか、それが二十四還元されるので、すね。一般財源に入つてしまふので、目的税にならないわけですね。そういうとん税の仕組みから、自治体としては、この施設に対する持ち出しがたいへん高くなつてくる。こういうことで負担がだんだん大きくなりますので、これは自治体に対しても何らかの処置を講じてやらなきゃならぬといふふうな考えです。大臣に御認識をいただくために、ばくも入港料の問題をきょう出しました。が、施設にまた金がかかるんです。海の工事、海上作業というものは、もう三分の一ぐらいの能力しか出ません。そこで、非常に巨額な支出を伴うこの施設ですから、ちよつと一つやつても持ち出しが多くなる。せつかく法律でできている入港料というものの、二十五年以来一銭も取れない。幾ら船主協会にかけ合つても出さない。しかし、先ほど申し上げましたように、自治法で罰するといふことはできているけれども、これも取り上げられない。どうすればバックアップできるのかといふことになると、これは運輸委員会に行つて私も少しやりまされども、これは、自治大臣にも御認識をいただき、大いに努力をしてもならなくちゃならない問題であらうといふふうに考えまして、いま私はお話をしたわけですが、もう一つの問題は船主協会です。それから大株主、大企業ですね。これらがんとし出さないのです。ただし、入港料を出さなくたつて船の出入はできるわけですね。入つて、仕事をやって、さあつと出ていってしまふ。入港料を払わない。交渉しても出さない。法律はできている。だけれども「徴収することができぬ」といふことですから、取れない。このままいくと、大企業はだんだんいいことをして、港務管理者はだんだん不利になつていくといふ形になつていくわけですね。このまま放置

すれば、大企業はいつまでたつたつて払いません。そこで、これは何らかの努力を自治大臣にしてみらわなくちゃならないといふふうに思ひますので、港務管理者の立場から、確信ある御答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○江崎国務大臣 地方公共団体が港務管理者に現在なつておるわけでありまして、いまここで事務当局の資料を見ますと、北九州などでは、入港料を相当取つておるのですね。(小濱委員「洞海湾一つだけ」と呼ぶ)そうらしいですな。それならば、他にもこれをどう及ぼすか。これはひとつ十分運輸省とも相談をいたしまして、前向きで検討して、実現するように努力したいと思ひます。

○小濱委員 もう一つ。地方港灣では、四国で若干取つていられるところがあるのです。その他は全然もう徴収してない。一部でそういう形が出てくるのです。ですから、九州では、洞海湾だけが誠意を持って入港料を徴収できているのです。(これはどうかい)と呼ぶ者あり)いや、中村さんと関係があるんじゃないですか。「洞海」と「弘海」ですかな。

そういうことで、そういう姿も出ていられ、それから、自治体としても、これはぜひほしいところでもありますし、この辺のけじめも、ぜひこれはつけてもらわなくちゃならない。特に、大臣から御答弁がございましたので、ひとつ大なる期待をいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○上村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五分散会

